

平成28年12月 第4回佐々町議会定例会 会議録（3日目）

1. 招集年月日 平成28年12月14日（水曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 平成28年12月16日（金曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	福田喜義君	2	阿部 豊君	3	寺崎俊男君
4	永安文男君	5	橋本義雄君	6	平田康範君
7	須藤敏規君	8	淡田邦夫君	9	仲村吉博君
10	西日出海君				

5. 欠席議員（1名）\*14時34分から欠席

議席番号	氏 名
3	寺崎俊男君

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	大瀬忠昭君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事 兼企画財政課長	浦田純一君	総務課長	川内野勉君	住民福祉課長	大平弘明君
税 務 課 長	内田明文君	保険環境課長	川崎順二君	建 設 課 長	松本孝雄君
水 道 課 長	山本勝憲君	産業経済課長 兼農業委員会事務局長	今道晋次君	教 育 次 長	水本淳一君
会 計 管 理 者	谷添正人君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	中村義治君	議会事務局書記	松本典子君
議会事務局書記	山藤宏太君		

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第69号 平成28年度 佐々町一般会計補正予算（第4号）

日程第3	議案第70号	平成28年度	佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第4	議案第71号	平成28年度	佐々町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第5	議案第72号	平成28年度	佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第6	議案第73号	平成28年度	佐々町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第7	議案第74号	平成28年度	佐々町水道事業会計補正予算（第1号）
追加日程第1	議案第75号		町長及び副町長の給与に関する条例等の一部改正の件
追加日程第2	議案第76号		職員の給与に関する条例の一部改正の件
追加日程第3	議案第77号	平成28年度	佐々町一般会計補正予算（第5号）
追加日程第4	議案第78号	平成28年度	佐々町介護保険特別会計補正予算（第3号）
追加日程第5	議案第79号	平成28年度	佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
追加日程第6	議案第80号	平成28年度	佐々町水道事業会計補正予算（第2号）
追加日程第7	議案第81号		物品売買契約締結の件
日程第8	意見書第2号		地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案の提出について
日程第9	発議第4号		議員の派遣について
日程第10			閉会中の所管事務調査

閉会

## 9. 審議の経過

(10時00分 開議)

### — 開議 —

#### 議 長（西 日出海 君）

皆さん、おはようございます。本日は平成28年12月第4回佐々町議会定例会の3日目です。

本日の出席議員は全員です。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議録規則の規定により、8番、淡田邦夫君、9番、仲村吉博君を指名します。

それでは、3日目は、昨日に引き続き議案の上程から行います。質疑、討論、採決の順で進めていきます。

### — 日程第2 議案第69号 平成28年度佐々町一般会計補正予算（第4号） —

#### 議 長（西 日出海 君）

日程第2、議案第69号 平成28年度佐々町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

執行部の説明を求めます。町長。

#### 町 長（古庄 剛 君）

(議案第69号 朗読)

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

おはようございます。では、一般会計補正予算（第 4 号）について、御説明いたします。

1 ページをお開きください。

第 1 表歳入歳出予算補正、歳入から御説明いたします。

1 款町税、補正額 382 万 4,000 円、計 15 億 4,867 万 9,000 円。1 項町民税、補正額 482 万 4,000 円、計 7 億 500 万 7,000 円。4 項町たばこ税、補正額、減額 100 万円、計 1 億 1,900 万円。

11 款分担金及び負担金、補正額 1,732 万 1,000 円、計 1 億 2,715 万 2,000 円。1 項負担金、補正額 1,655 万 7,000 円、計 1 億 2,605 万 1,000 円。2 項分担金、補正額 76 万 4,000 円、計 110 万 1,000 円。

13 款国庫支出金、補正額 3,100 万 8,000 円、計 7 億 4,723 万 3,000 円。1 項国庫負担金、補正額 1,475 万 6,000 円、計 4 億 8,070 万 7,000 円。2 項国庫補助金、補正額、1,625 万 2,000 円、計 2 億 6,394 万 8,000 円。

14 款県支出金、補正額、減額 5,424 万 5,000 円、計 4 億 4,763 万円。1 項県負担金、補正額 162 万 8,000 円、計 2 億 5,579 万 8,000 円。2 項県補助金、補正額、減額 5,526 万 7,000 円、計 1 億 6,036 万 4,000 円。3 項委託金、補正額、減額 60 万 6,000 円、計 3,146 万 8,000 円。

15 款財産収入、補正額 856 万 5,000 円、計 2 億 1,194 万 5,000 円。1 項財産運用収入、補正額 856 万 5,000 円、計 3,450 万円。

16 款寄附金、補正額、減額 2,300 万円、計 1,700 万 2,000 円。1 項寄附金、補正額、計ともに同額でございます。

17 款繰入金、補正額 23 万 2,000 円、計 3 億 5,988 万 1,000 円。2 項基金繰入金、補正額 23 万 2,000 円、計 3 億 5,987 万 6,000 円。

19 款諸収入、補正額 1,166 万 4,000 円、計 6,160 万 8,000 円。4 項雑入、補正額 1,166 万 4,000 円、計 6,031 万円。

20 款町債、補正額、減額 1,450 万円、計 4 億 6,510 万円。1 項町債、補正額、計ともに同額でございます。

歳入合計、減額 1,913 万 1,000 円、計 63 億 1,532 万 1,000 円。

2 ページ、歳出のほうにまいります。

1 款議会費、補正額、減額 10 万 5,000 円、計 8,133 万 2,000 円。1 項議会費、補正額、計ともに同額でございます。

2 款総務費、補正額 732 万 7,000 円、計 6 億 4,332 万 3,000 円。1 項総務管理費、補正額 987 万 3,000 円、計 5 億 3,354 万 2,000 円。2 項徴税費、補正額、減額 397 万 5,000 円、計 6,866 万円。3 項戸籍住民基本台帳費、補正額 282 万 1,000 円、計 2,856 万円。4 項選挙費、補正額、減額 139 万 4,000 円、計 901 万 1,000 円。5 項統計調査費、補正額、減額 1,000 円、計 86 万 2,000 円。6 項、監査委員費、補正額 3,000 円、計 268 万 8,000 円。

3 款民生費、補正額、減額 1,269 万 9,000 円、計 16 億 9,875 万 3,000 円。1 項社会福祉費、補正額、減額 1,299 万 7,000 円、計 8 億 8,139 万 8,000 円。2 項児童福祉費、補正額 29 万 8,000 円、計 8 億 1,677 万 9,000 円。

4 款衛生費、補正額、減額 1,067 万 3,000 円、計 6 億 6,807 万 9,000 円。1 項保健衛生費、補正額、減額 277 万 7,000 円、計 3 億 7,582 万 6,000 円。2 項清掃費、補正額、減額 789 万 6,000 円、計 2 億 8,575 万 4,000 円。

6 款農林水産業費、補正額、減額 67 万 9,000 円、計 1 億 9,631 万 1,000 円。1 項農業費、補正額、減額 67 万 9,000 円、計 1 億 9,299 万 4,000 円。

7 款商工費、補正額、22 万 1,000 円、計 5,534 万 1,000 円。1 項商工費、補正額、計ともに同額でございます。

8 款土木費、補正額、減額 3,430 万 2,000 円、計 11 億 2,407 万 2,000 円。1 項土木管理費、補正額 6 万 6,000 円、計 6,785 万 4,000 円。2 項道路橋梁費、補正額、減額 135 万 6,000 円、計 3 億 1,636 万 9,000 円。3 項河川費、補正額 2,000 円、計 5,421 万 2,000 円。4 項港湾費、補正額、減額 229 万円、計 112 万 8,000 円。5 項都市計画費、補正額、減額 398 万 5,000 円、計 6 億 856 万 3,000 円。3 ページお願いします。6 項住宅費、補正額、減額 2,673 万 9,000 円、計 7,594 万 6,000 円。

9 款消防費、補正額、38 万円、計 1 億 9,737 万 6,000 円。1 項消防費、補正額、計ともに同額でございます。

10 款教育費、補正額、減額 575 万 7,000 円、計 5 億 8,977 万 6,000 円。1 項教育総務費、補正額、減額 1 万 4,000 円、計 9,247 万 4,000 円。2 項小学校費、補正額 46 万 9,000 円、計 1 億 6,303 万 1,000 円。3 項中学校費、補正額 17 万 4,000 円、計 7,501 万 1,000 円。4 項幼稚園費、補正額、減額 1,073 万 7,000 円、計 8,130 万 7,000 円。5 項社会教育費、補正額、303 万円、計 1 億 2,103 万 2,000 円。6 項保健体育費、補正額 132 万 1,000 円、計 5,692 万 1,000 円。

11 款災害復旧費、補正額 1,414 万円、計 2,610 万円。1 項公共土木施設災害復旧費、補正額 650 万円、計 1,050 万 1,000 円。2 項農林水産施設災害復旧費、補正額 764 万円、計 1,559 万 9,000 円。

12 款公債費、補正額、減額 154 万 3,000 円、計 5 億 486 万 1,000 円。1 項公債費、補正額、計ともに同額でございます。

13 款諸支出金、補正額、減額 164 万 3,000 円、計 4 億 5,584 万 1,000 円。1 項基金費、補正額、計ともに同額でございます。

14 款予備費、補正額 2,620 万 2,000 円、計 7,367 万 9,000 円。1 項予備費、補正額、計ともに同額でございます。

歳出合計、補正額、減額 1,913 万 1,000 円、計 63 億 1,532 万 1,000 円でございます。

4 ページを説明いたします。

第 2 表繰越明許費で 3 件、計上させていただいております。

3 款民生費 1 項社会福祉費、事業名、臨時福祉給付金事業（経済対策分）ということで、今回、これにつきましては国の補正にかかわるものでございます。金額 2,943 万 4,000 円。

11 款災害復旧費 1 項公共土木施設災害復旧費、事業名は 28 年災河川等災害復旧事業ということで、今回の補正予算の一部を計上させていただいております。金額は 550 万円でございます。11 款災害復旧費 2 項農林水産施設災害復旧費、事業名は 28 年災農地災害復旧事業ということで、今回の補正分の全額を計上させていただいておりますが、金額は 764 万円でございます。

5 ページをお願いいたします。

第 3 表債務負担行為補正ということで、1 件、変更をお願いしたいと思っております。事項は、末永団地白蟻防除業務委託料ということで、補正前が平成 29 年度から平成 33 年度まで、限度額 364 万 7,000 円ということで計上させていただいておりますが、補正後、期間は変わりませんが、限度額を 404 万円に変更させていただきたいということでございます。内容といたしましては、28 年度から 33 年度までの契約でございますけれども、本年度の契約期間が若干、遅れてるというような状況で、後年度にその分の支出額が増えるというような、主に最終年度のほうが約 25 万程度増えるというふうなことで、債務負担行為限度額の変更増をさせていただきたいということでございます。

6 ページ、第 4 表地方債補正を説明いたします。変更が 4 件ございます。

上のほうから、起債の目的、公共事業等債ということで、棚方崎真申線重要幹線街路事業、これは県事業の負担金になりますが、補正前 3,600 万円を補正後 3,780 万円、180 万円の増額を

お願いしたいということでございます。これは、追加工事が発生したというふうなことで、200万円ほどの追加工事が発生したということ、その90%、180万円の分を増額という形でお願いしたいということでございます。

2番目に、公共事業等債、町道改良補修事業、それからその下の公営住宅建設事業債、松瀬団地屋根・外壁・ガス管改修事業ですけれども、この分についてはいずれも減額でございます。町道改良の分につきましては390万ほどの減額。公営住宅に関しては約1,420万円ほどの減額ということで、国費の配分減のため今回、地方債の補正を合わせて減額させていただきたいということでございます。

最後に災害復旧事業債、28年災河川等災害復旧事業ということで、今回、里千本公園線の工事箇所追加ということで、180万円の増額をさせていただきたいということでございます。なお、起債の方法・利率・償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

7ページ、8ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、説明を割愛させていただきたいと思っております。

9ページをお開きください。主な歳入歳出の説明ということで、歳入のほうから御説明をいたします。

まず、9ページの下段でございますけれども、11款分担金及び負担金1項負担金の2目民生費負担金ということで、1節児童福祉費負担金が1,863万2,000円計上させていただいておりますけれども、主に保育料ということで、入所人員増によります収入見込みの増ということでございます。

それから10ページの13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金でございますけれども、1,240万円ほど補正をさせていただいておりますけれども、右の説明欄に書いておりますとおり、主に給付費、障害者自立支援給付費等の増に対応する国庫の増ということで計上させていただいております。

それから11ページですけれども、13款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金ということで、まず上の1節社会福祉補助金で3,360万2,000円補正させていただいております。主には経済対策分ということで、臨時福祉給付金給付事業補助金にかかるものが4,020万円でございます。それから下のほうの4目土木費国庫補助金につきましては、それぞれ住宅費補助金、都市計画費補助金、道路橋梁費補助金ということで、いずれも減額補正させていただいておりますけれども、いずれも国費の内示減ということで、事業実施箇所の見直しによるものでございます。

それから13ページをお開きください。14款県支出金2項県補助金の2目民生費県補助金、ここにつきましては1節社会福祉費補助金ですけれども、主には説明欄の上段でございますように、長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金マイナス5,922万9,000円ということで、補助金の支出予定件数の減によります県補助金の減という形になっております。

それから14ページのほうにまいりまして、下のほうに15款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金ということで、今回856万5,000円補正を計上させていただいております。ここにつきましては、定期預金の利子分と債券運用に伴います収入を決算見込みということで計上させていただいております。今回、今年度の定期預金の収入見込みが、利子の見込みが334万7,000円、それから債券運用にかかわります配当金見込みが、利子及び配当金見込みが2,172万円ということで、28年度としましては2,506万8,000円ほどの収入見込みというふうになってございます。その関係で今、当初予算との差し引き分につきましては856万5,000円を計上し、それぞれの基金のほうに、基金利子ということで積みさせていただいているような状況でございます。

それから15ページのほうにまいりまして、16款寄附金1項寄附金1目協働のまちづくり促進事業寄附金でございますけれども、これはふるさと納税にかかわる寄附金でございます。補正

前の額っていうことで4,000万から今回、減額の2,300万となっておりますけども、昨年度は27年度決算で5,400万円ほどの寄附金があったというふうなことで、ちょっと大口の寄附を除いて4,000万円ほどの寄附の収入見込みを当初予算ということでたてさせていただいております。今回も約半年以上経過して、決算の見込みをさせていただいたところ、前年度比約40%に足りないような寄附の状況というふうな形になっておりまして、今回、3月までの収入、寄附を見込むと約1,700万円ぐらいになるのではないかとというふうな形で決算をさせていただいておりますので、その分の差し引き2,300万円を今回、減額で補正という形で計上させていただいております。

それから、15ページの下の方から16ページにかけて、19款諸収入4項雑入1目雑入というのがございますけども、16ページの上から2つ目の説明のところ、環境整備協力金（ボートレースチケットショップ長崎佐々）というのがございますけれども、この分につきましては、昨年度、ボートレースチケットショップ長崎佐々が、平成27年の8月23日にオープンし、地元佐々町と大村市の競艇企業局の間で協定を交わした中で、年間の売上額の約1%を環境整備協力金ということで、町のほうに配分があるというふうな、そういう協定を結んでおります。

この、今回、上げさせていただいております303万9,000円につきましては、もともと当初予算で700万円予定してたんですけども、それに追加してということで、合計で1,003万9,000円の環境整備協力金が27年度のみあい分ということで入ってくるようになります。ということで、売上額が10億300万円以上あったというふうな、そのチケットショップ長崎佐々についてはそのぐらいあったという形になりまして、その分の当初予算との差を今回、12月補正のほうで計上させていただいてるような状況になります。

それから、この下のほうに、あとは熊本震災廃棄物の受け入れの収入ということで744万4,000円、これは実績に基づくということで、受け入れの収入を上げさせていただいております。

あとは歳出のほうにまいります。19ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費の12目ふるさと納税事業費ということで、中段より下のほうにございますけども、これは先ほど申しましたとおりふるさと納税寄附金の収入見込み減ということで、その分の報償費も合わせて今回、1,050万円減額をさせていただいております。

それから26ページお開きください。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の中で、19節負担金あるいは20節扶助費等ございまして、これでそれぞれ減額補正させていただいておりますけども、負担金補助金につきましては、地域医療介護総合確保基金事業補助金、先ほど申しましたとおり補助金支出補助対象の減ということで減額。それから扶助費につきましても主には、これはすいません、障害者自立支援給付金ということで、給付決算見込みということで、これの増ということで、約1,553万1,000円が障害者自立支援給付費ということで、主に計上させていただいております。

それと、27ページをお開きください。3款民生費の1項社会福祉費5目臨時福祉給付金事業費ということで、ここも先ほど繰り返しで御説明しておりますけども、臨時福祉給付金経済対策分ということで、これが19節の負担金補助金の中で4,020万円ほど計上させていただいております。

大きなところで申しますと、34ページをお願いいたします。8款土木費の6項住宅費で1目住宅管理費で、大きく減額2,669万8,000円、これ工事請負費を計上させていただきますけども、これは国費の内示減ということで、工事の一部を次年度以降に延伸というふうな、そういう調整をさせていただいております。

あとはすいません、38ページ、38ページをお願いいたします。

11款災害復旧費、真ん中の11款災害復旧費でございますけども、1項公共土木施設災害復旧費、それと下のほうの2項農林水産施設災害復旧費で、これにつきましても先ほど申しましたとおり、今回、新たに災害復旧の工事の分につきまして、今回、計上させていただいてるところでございます。

あと最後40ページでございますけども、13款諸支出金の1項基金費9目協働のまちづくり促進寄附金ということで、これもふるさと納税に係る寄附金の積み立て分を合わせて減額をさせているところでございます。

それから最後に14款予備費ということで、調整で2,620万円ほど計上させていただいています。

そのほか、人事異動等に伴います人件費の過不足につきましても、今回、12月補正で計上させていただいてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

説明を終わります。

#### 議 長（西 日出海 君）

各課長のほうから説明があればお受けいたします。全部が全部、言わんでいいですよ。大きな分をお願いしますね。総務課長。

#### 総務課長（川内野 勉 君）

41ページ、42ページをお願いします。

今回、給与関係の補正を行っております。中身につきましては課長職1名の減と、10月1日の職員異動、それと決算を見込んだ補正ということになっております。特別職の分につきましては、決算を見込みまして総額で72万円の増ということになってます。

職員につきましては、総額でマイナスの838万4,000円ということになっております。この中で大きな部分につきましては、共済費の分でございますけれども、今年度から社会保険への移行になっておりまして、共済費の算出につきまして4月、5月、6月分の給与を平均いたしまして共済費が確定するようになっております。その分と9月に、これはもう社会保険も今までの共済も一緒だったんですけれども、9月にある程度、率の改定が行われております。その分でこのような共済費につきまして差額が発生しております。特別職ではいわゆる17万4,000円ですけど、職員分につきましては411万2,000円というふうな差額が発生してます。今年度、ちょっと多めの見込みだったということになっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

#### 議 長（西 日出海 君）

住民福祉課長。

#### 住民福祉課長（大平 弘明 君）

11ページをお願ひいたします。2項の国庫補助金1目の1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金の減額の227万3,000円ですが、こちらのほうは交付決定見込みに対する減額ということになっております。

それから個人番号カード交付事務補助金につきましては、こちらは住基人口を基によって算出された451万2,000円を受け入れるように増額で補正を計上させていただいております。

続きまして23ページをお願いします。2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目の19節です、負担金補助及び交付金のところになります。こちらのほうは先ほど歳入で御説明しましたとおり、通知カード、個人番号関連の事務交付金ということで受け入れた分を充当させていただいております。

それから次に移りまして、27ページのほうをお願いいたします。27ページですけども、4目福祉センター施設管理費11節の修繕料です。こちらのほうは福祉センターの1階渡り廊下及び会議室の雨漏りが発生しておりまして、雨漏りの補修を行うため計上させていただいております。それから2階の浴室の排煙窓のオペレーターが故障しておりまして、排煙窓が開かなくなっておりますので、そちらのほうの修理を行うために修繕料のほうを計上させていただいております。

次のページですけども、2目の児童福祉措置費20節の扶助費の児童手当ですが、こちらも歳入のほうに関連しますけども、実績見込みとしまして464万円を増額で計上させていただいております。それから次の3目の児童福祉施設費ですが、こちらのほうは1節の嘱託保育士、7節の賃金につきまして、嘱託パート臨時職員の配置実績を見込みまして増減をさせていただいております。また11節需用費の賄材料費106万6,000円につきましては、児童数の増加による見込みで計上させていただいております。ほかの件につきましては、先ほど説明がっておりますので、重複しますので省略させていただきたいと思っております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

すいません、30ページをごらんいただければと思いますけども、30ページの一番下のところ、6款農林水産業費1項農業費5目農業振興費の19節ですけども、3点ございます。経営所得安定対策等推進事業費補助金の200万円につきましては、交付決定による減ということになります。未来を創る園芸産地支援事業費補助金、イチゴの屋根施設とか、そういったものの内容ですけども、入札執行による減でございます。産地活性化総合対策事業費補助金、これは前回の9月補正のときにお茶農家の防霜ファンのもともと県補助金で上げてたやつが、国費の採択になりましたということで、減額をさせていただいた経緯がございますけども、すいません、こちらのほうの手違いになります、農家負担が当初の予定で30%の農家負担が50%を超える負担になってしまったものですから、この県補助金のときの農家負担の割合に調整をする形で今回、381万3,000円を計上させていただいているとでございます。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）

税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

9ページをお願いいたします。歳入のほうですけども、一番上にあります1款町税1項町民税1目個人1節の現年度課税分ですけども、482万4,000円補正しております。これは保険契約の満期や保険の解約の一時所得、それと個人年金によります雑所得の申告漏れの調査によりまして更正をいたしまして482万4,000円の増としております。それからその下にあります町たばこ税ですけども、こちらのほうは9月の補正のときに減額しておりましたけども、さらに実績のほうが落ち込んでおりましたので、また100万円の減額をしております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

ほかはありませんね。建設課長。

**建設課長（松本 孝雄 君）**

4 ページの繰越明許費でございますけども、中段の28年災河川等災害復旧事業、町道里千本公園線の道路災害復旧にかかるもので、今回、歳入歳出とも予算を計上させていただいております。本年7月13日に災害が発生いたしまして、査定を10月19日に受けております。その流れで今回の補正の予算を計上お願いしておりますけども、今後の事業発注等のスケジュールからいたしますと、どうしても年度内の完成は見込めませんので、繰り越しをお願いすることとしております。一応予定としては4月、もしくは5月にかけての完成を見込むこととして今、予定しております。

すいません、歳出の34ページの住宅管理費の中の工事請負費で、先ほど若干説明がありましたけども、道路、公園、それから公営住宅等につきましては、御存じのようにもう近年、交付金の内示が低い状況でございます。特に住宅整備事業につきましては今年度は松瀬団地のC棟、D棟の屋根外壁等の改修並びにガス管改修を予定しておりましたけども、かなりの内示額がつかなかったということで、本年度はC棟の屋根外壁改修にとどめまして、ガス管改修とかD棟の改修等につきましては次年度にまた繰り延べさせていただいて、対応していきたいというふうに考えています。

以上です。

**議 長（西 日出海 君）**

ほか。教育次長。

**教育次長（水本 淳一 君）**

歳出の35ページを開けていただけますでしょうか。10款教育費1項教育総務費2目の事務局費の右に報酬14万6,000円がございます。本件につきましては、コミュニティスクール設置に向けた検討委員会を設置するものでございます。1月から3月にかけて3回ほど委員会を開催したいというふうに思っております。9名の一応、報酬分ということで計上しております。その他の学校公務員、学校長とか、学校の職員もおりますので、その分を除いた分でございます。県におきましては平成32年度までに設置するような方向で市町のほうに指示がきてるところでございます。全国におきましては2,800校ほど今、指定を受けておるというところがございます。

それから同じく35ページの2項小学校費の1目佐々小学校管理費、この中の4節と7節に特別支援教育支援員賃金、それと保険料と組まさせていただいております。本件につきましては、佐々小学校児童1名が先天性側弯症というちょっと重い病気をお持ちでありまして、ことし10月に手術を受けておられます。体のコルセットをつけておられ、可動域の欠如、あるいは階段の上り下りができないということがございますので、1名のつきっきりで支援員を置くべきだということで、診断書もそういうふうに介助が必要という診断書も受けておりますので、3月までコルセットを着用ということになりますので、3月末までの分、86日分を計上させていただいております。

同じく15節に工事請負費、体育館天井補修工事ということでのせております。これにつきましては、佐々小学校天井が、体育館の天井のカバーがめくれておる部分が4枚ほどございます。うち1枚が火災報知器に影響があるということで、消防署からの指摘がありました。その分を急遽3月までに高所作業を行うということでございます。

それから36ページの中学校費の中の1目学校管理費修繕料95万8,000円を組まさせていただいております。本件につきましては、ちょっと先に予定外のものを修繕を行ったという経緯がございます。学校のチャイムのプログラマーが故障したということで、4月の始業式の前に、

直前だったものですから急遽必要だということで修繕を行っております。それから各教室の扇風機のコンセントからの漏電があるということで、これにつきましても危険だということで、これも急遽行ったもの。あるいは外壁の修繕、これは熊本地震のときの影響があるのではないかということで、施工していただいた業者のほうもそういった見方を見たんですが、渡り廊下のところの継ぎ目のちょっとコンクリートにひびが入ったということで、これも急遽行ったということで。それから 1 月から 3 月までに何か所か修繕を行うところがございますので、急遽今回、補正を組まさせていただきますところでございます。

それから 37 ページを開けてください。5 項の社会教育費、この中の 4 目の公民館費、施設貸出システム改修業務委託料 69 万 2,000 円を組まさせていただきます。本件につきましては 2 月 20 日完成予定の地域交流センター施設貸出分のプログラム改修分の委託費でございます。

それからもう 1 つ、最後に 7 目の図書館費の工事請負費、図書館多目的倉庫設置工事、それから 38 ページの体育施設費の中のサンビレッジさざ多目的倉庫設置工事でございます。

まず、図書館の分でございますが、図書館の事務室横の仮設倉庫、閉架書庫が、以前からでございますが、手狭な状態であるために、約 3 カ月に 1 回、選書の際に発生します廃棄図書を整理することを考えております。また、年 4 回、駐車場で開催しております図書館祭りにおきましては、祭りのときに使用しますテントとか物品、そういったものを一時保管したり、そのときに加勢を受けます木彫・手芸・工作の指導者が祭りに向けた品々ですね、竹馬とか竹とんぼ・水鉄砲・折り紙・編み物・ペーパークラフトなど、そういったものを、作成したものを一時保管したり、当日の待機場所としての活用であったり、あるいは読み聞かせグループが 8 団体ございます。活動が曜日と時間帯もそれぞれ異なっております。そういった方々が読み聞かせを行う際の待機場所とか打ち合わせ、そういったものもできるのではないかというふうに考えております。

また、広報さざの翻訳作業もテープと CD を使ったもので行っていただいております。そういった作業も行っていただけるということもあるし、それから放課後子供教室っていうのをことしの 5 月から開催しております、その放課後子供教室が開催場所が図書館でございます。佐々小学校・口石小学校児童が 15 名から 20 人ほど図書館のほうに集まりますので、そういったときに使います大きな絵本、あるいは紙芝居、そういったものの一時保管場所として考えておるところでございます。

それからサンビレッジさざの多目的倉庫の設置工事でございますが、これにつきましては今現在、多目的グラウンドの屋外に、トイレに倉庫がございます。これも従前から倉庫が手狭であったということもございまして、テント・ラインカー・グラウンド用のトンボ・グラウンド用のレーキ、それからブラシ、それからラインカー、石灰等を置いてありますが、そういったものにつきましては今回つくる、増設いたします倉庫と併用して使うことができるのではないかということで、今回、増設を考えたところでございます。3 月までということで、今回、予算計上しておりますが、一応、倉庫、ユニット型の倉庫を 2 つということで、同じ大きさでございまして、大きき的には 2.4 掛け 5.4 メーターの倉庫でございます。減価償却期間としましては 10 年ということになっておりますが、業者に聞きますと、15 年から 20 年はもつだろうというふうなことを聞いておるところでございます。建築確認申請が必要だということで業者のほうからも情報を得ましたので、今回、県北振興局のほうに確認申請を行い、設置工事を 3 月までに行うというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

ほか。保険環境課長。

**保険環境課長（川崎 順二 君）**

すいません、29ページ、30ページ目をお開きください。4款衛生費1項保健衛生費7目母子保健事業費ですが、扶助費として育成医療給付費250万を計上させていただいております。これにつきましては身体に障害のある児童に対して、生活能力を得るために必要な医療の給付を行うという事業でございますが、国庫2分の1、県費4分の1の負担ということでやっております。これにつきましては、当初は対象がわからない状態で予算を計上しておりますので、今回、費用を要する、そういう措置をする者が出てまいりましたので、補正として計上させていただいております。

それから30ページですが、2目塵芥処理費、この中で需用費、燃料費を大幅に減額しております。471万2,000円としておりますが、これはごみの焼却時の助燃剤として購入しております液化石油ガスにつきまして、当初、価格の変動がございますので、当初計上時と現在、年間の価格の推移の関係で減となっております。

それから13節委託料の中で、一番下のごみ処理施設精密機能検査委託料ですが、これは前回、平成23年度に行って、今回、5年ぶりの計上ということで上げさせていただいております。この分は209万6,000円減額と大きく減となっておりますが、これについては申しわけないんですが、当初予算計上する時点で、この検査の中でこの委託料の中にあります一番上の悪臭・騒音・ばい煙・作業環境等検査委託料とありますが、この精密機の検査の中で、この検査しなければいけないというふうになっておまして、その分の概算見積もりを取るときに、その分も含まれてるので予算を計上して、誤って計上してしまったという部分がございます。この悪臭等の委託につきましては、別途予算を組みまして、委託をしております関係上、この見積もりを踏まえていたこの価格を除外して計上すべきところを、誤って加えて計上してしまったということでございます。申しわけございません。

以上です。

**議 長（西 日出海 君）**

修正ですか。教育次長。

**教育次長（水本 淳一 君）**

すいません、先ほどの図書館多目的倉庫設置工事の中で、私が説明いたしました放課後子供教室という名称で私が説明させていただいたんですが、佐々っ子土曜学習プログラム推進事業ということで、名称が違っておりました。申しわけございません。修正、お願いいたします。

**議 長（西 日出海 君）**

ほか、ありませんか。

ないようでしたら、これから5分間休憩いたします。

（10時48分 休憩）

（10時59分 再開）

**議 長（西 日出海 君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに担当課のほうから説明はありませんか。

ないようですので、これから質疑を行います。質疑のある方、どうぞ。9番。

## 9 番（仲村 吉博 君）

お尋ねしたいことはたくさんあるんですが、今回の補正の予算の中で、ちょっと目を引いたので、詳しい説明をいただきたいということで、お尋ねいたします。

35ページ、特別支援教育支援員賃金ということで、重度の障害のある方、児童に、こういった措置をされたということについて、このことについては詳しくお聞きしたいということで、今一度説明を、詳細なところに触れて説明していただきたいと思います。特定の個人になりますので、特定されないような形で説明をいただきたいということで、まず1点目、お尋ねいたします。

それから、財産収入にかかわって、寄附金のところなんですが、大幅に減額になっているわけですけども、これについては私もこのふるさと納税については非常に疑問があるということで、繰り返しこの場でも述べてきたところですが、そういったところで、当初予算を40%にいかないというようなところで、これはただ単に読み違えということもさることながら、やはりこのふるさと納税に依拠しながら予算編成をしていくっていうのは、基本的には、やはり当初予算を組んで行くっていうことについては、私はやっぱり間違いではないかというふうな認識を持っているわけなんですけど、その点について、減額をされたことをきっかけにして、どのようにこのふるさと納税についてお考えなのか、財政当局じゃなくて、町長の御認識をお伺いしたいというふうに思っております。

それから、マイナンバーのところをお尋ねするわけなんですけど、歳出のところ、それから歳入のところ、それぞれ出てきているわけなんですけども、住基カードをもとに事務を進めていくっていうことなんですけど、何人分の人員を予定して、こうした予算措置、関連事務の予算を計上されたのか、具体的な数字を示しながら、今一度、詳しく示していただきたいということでお尋ねいたします。

それから、いつもこの時期になるとお尋ねすることなんですけど、差し引きで予備費が随分と大きくまた計上されています。どういうことを想定して、これだけの予算を組もうと、差し引きで出てきたという数字じゃなくて、やはりそれなりのお考えがあって予備費を組まれてるというふうに思います。

そういたしますと、政策的な課題もたくさん抱えてるということは、町長も繰り返し述べておられるわけなんですけど、そうしたことで、政策課題のうちのいくつかでも、この予備費に回すようなお金があったならば、そういったかたちで住民の生活向上・福祉の向上のために資する財源になりうるではなかったのかということがありますから、これはどういう目的で予備費を計上しておられるのか、お尋ねする次第です。

それから、衛生費のところ、じんかい処理のところなんです。30ページのところにごみ処理施設修繕設計委託料減額とあります。さらにごみ焼却施設精密機能検査委託料の減額があるわけなんですけど、このことにかかわって当初予算でも、ごみクレーン年次点検委託料、あるいはごみ処理施設精密機能検査委託料とか、ごみ処理施設に関して予算計上がなされておりますけれども、それにかかわって、実は最近の入札結果見ますと、佐々クリーンセンターごみクレーン補修ということで、入札執行がなされております。予定価格が987万9,000円に対して落札額が585万。落札率が59.2%と極めて低くなってるわけなんです。最低制限価格がありませんので、どういう基準が、この仕事を安全にしていくために必要な金額であるのかどうかについてはわかりかねるんですが、予定価格を大幅に下回った上で、この仕事が正確にきっちりとなされるのかどうなのかということをお伺いして、関連してお尋ねするんですが、と同時に、これは12月6日の入札、そしたら予算の調整がいつなされたかはわかりませんが、補正として組まれる、減額補正がなされるべきではなかったかというふうに思いますが、そんなときの経過等について説明をいただきたい。大体5点ほどだったと思いますが、お尋ねいたします。

**議 長（西 日出海 君）**

わかりました。1 番目のほうからいきますので、教育長ですか。特定されない状態の答弁をひとつお願いしたいと思いますが。ちょっと質問の内容等がちょっと私もわかりにくい部分がありましたので、教育長から答弁をいただければと思うんですが。はい、教育長。

**教 育 長（黒川 雅孝 君）**

御質問の件でございますけれど、小学校に先天的な病気を持った子がおりまして、入院・手術を受けて11月ぐらいから登校するようになったわけですが、一般的な生活はできるけれど、まだ補助具をつけているという状態で、転倒をした場合に非常に危険性があるということで、急遽お願いをして、補助員をつけたということでございます。

以上です。

**議 長（西 日出海 君）**

次、2 番目は町長ですね。

**町 長（古庄 剛 君）**

協働のまちづくり促進事業の寄附金ということで、ふるさと納税でございます。これは、菅さんが一生懸命になってふるさと納税ということで、私もさほど、そういうことで力を入れ、今、政策的にやられているということでございますけど、これについて町としてもそういう特産品とか、大きな特産品と言いますか、全国的な特産品というのがうちにはないわけでございますので、なかなかこのふるさと納税というのはなかなか難しいというのは私も思ってますし、そういう大きな力と言いますか、そういうことで入れてないわけでございますけど、今回は前年度に5,400万のふるさと納税の寄附金があったということで、今回4,000万円、1,500万を減らして予算を組んだわけでございますけど、やはりこれはだんだん私もですけど、やはり全国的にそういうふるさと納税関係の人が、やはり熱が冷めたと言いますか、そういう方向性にも行ってるんじゃないかと、そういうことがあってるんじゃないかと思ってますし、町としましては今回、そういうことで、やはり佐々町の大きな特産品があればまた話が変わるわけでございますけど、そういうことで全体的に2,300万円という減額をせざるを得なかったということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

**議 長（西 日出海 君）**

次はマイナンバー。住民福祉課長。

**住民福祉課長（大平 弘明 君）**

先ほどのマイナンバーの関連ですけど、事務交付金の関係になりますが、こちらのほうにつきましては、各市町村、全国の住民基本台帳の総数から各市町村の住民基本台帳数で求めて、その金額につきまして事務交付金に来るということになっております。これにつきましては当初125万6,000円を計上させていただいておりましたけども、失礼しました、こちらのほうが、当初は45万、すいません、失礼しました、こちらのほうは確定額のほうが126万5,000円ということで、当初計上しておりました金額との差額ということで324万7,000円を計上をさせていただいております。

ほかのリース料等につきましては、入札を行いましての執行残ということになっております。以上です。

議 長（西 日出海 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

予備費についての御質問ですけれど、予備費については本年度当初予算で3,289万ほど計上させていただきまして、今回、2,620万円の補正ということで、実質予備費としては5,800万ぐらいになっているところがございますけれども、このうち、今、予備費というのはもともとよそに、緊急性が非常に、重要なものについては予備費を充用しながら効率的な予算の執行に努めるとか、緊急対応とかっていう、そういうことで設けているところがございますけれど、今年度は予備費の充用状況を見ますと、災害が多かったりとか、あるいは主には災害とか庁舎内の事故とかっていうのもございましたし、その分も合わせて、約今現在1,550万ほど充用させていただいてるというような状況で、そういう不測の事態に対応するためにも、必要な額っていうのは確保しておく必要があるのかなというふうには考えております。

ただ、議員御指摘のような、この予備費を確保することによって、住民の福祉の向上の施策を圧縮、圧迫してるとかって、そういうふうなことでの予算編成はしておりませんので、その辺につきましては御理解をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

クリーンセンターのごみクレーンの分でございますが、大体、制限価格を設けておりませんので、先ほど議員おっしゃいましたとおりの落札にて落札をしております。

これにつきましては、同時に提出されました設計見積書の内容確認と、あと業者への実際の実施の可能かどうかの確認を行いまして、最終的に適正と判断しまして、落札ということにしております。

それから、入札後の予算の調整ということのようですが、予算につきましてはほかの修繕等を含めまして一括しての予算計上ということになっておりますので、その分でほかの修繕の関係もありまして、現段階では検討の必要はないということでございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

すいません、先ほどの説明につきまして、訂正をさせていただきたいと思えます。

交付決定額のほうが451万2,000円ということで、当初が126万5,000円、その差額としまして324万7,000円ということでの追加交付を受けております。それから人口につきましては、平成27年1月1日現在の住基人口ということで1万3,838人ということになっております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

答弁をみんな言ったかと思うんですが、9番。

9 番（仲村 吉博 君）

まず、このクリーンセンターのごみクレーン補修のことで、予算の補正が組めなかったのかどうかということでお尋ねしたわけですから、それについては的確な答弁をいただいているというふうに判断いたします。

工事そのものはここで既に入札のことについて特定されてるわけですから、確かに当初予算では個別に予算が組まれてる、明示されてないっていうことはわかりますので、それがこれだというわけにはいかないということについてはわかります。ですけれども、既にここで確定はしてるわけですから、その中でこの分については当初予算が当然、いくらかっていうのは組んであると思いますので、それに比べてこの結果、それにこのとおりの仕事をさせるわけですから、そうすると、当然、減額すべき補正の金額は明らかになるかと思うんです。そのことについて補正を、ほかについて、これに関連するかどうかわかりませんが、減額をされるわけですね、ごみ処理の施設にかかわっての修繕の費用とか。にもかかわらず、これについて補正がなされてない、減額されてないということについての説明にはならないんじゃないかということで、いま少し説明を詳しくいただかないと、ちょっと納得できかねます。

それから、予備費のことについて、多いとき、少ないとき、いろいろあるんですが、本町のような予算規模から、大体、どの程度、予算で予備費を持っておけばよろしいと考えておられるのか、財政当局のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

それから、特別支援教育支援員のことについてはこれ以上、お尋ねしますと、差しさわりのあるかと思いますが、悪いほうじゃなくて、いろんな付随する問題が出てくるかと思いますが、これ以上はお尋ねいたしませんけれども、的確に、適正に対応されたということでは、評価できる予算措置だろうというふうに思っております。

それで、先ほどのマイナンバーについては全人口ということでありましてけれども、このカードの交付事務補助金ということになりますと、これについては全人口対象に予算が組まれてるということは、これを積極推進するという事なんでしょうか。確か交付の普及率は1桁台だったというふうに思います。そういった中で、これだけの国からの予算がついたからといって、これ、一方的に配付という形であるわけなんでしょうか。そのあたりについてお伺いいたします。一方的な配付ということなのか、それとも、それを含めて全人口対象に積極推進をするというのが町の方針なのか、再度、2問目としてお尋ねいたします。

それから、そういったところでですね。再質問します。

議長（西 日出海 君）

どなたから行きますか。副町長。

副町長（大瀬 忠昭 君）

予備費の適正と言いますか、妥当な金額はいくらぐらいかということの御質問でございます。このことにつきましては、以前から御質問ありましたけれど、この予備費の適正な金額というの、定めはございません。ただ、言われているのは緊急に対応できる金額ということでのことは言われておりますけれども、本町は今まで5,000万以内と言いますか、3,000万から5,000万の予備費を組んでいるところでございます。それで過去10年あまり、そういった金額で緊急時にどうにか対応できているというところでございます。

以上でございます。

議長（西 日出海 君）

保険環境課長。

**保険環境課長（川崎 順二 君）**

先ほどクリーンセンターのクレーンの補修の関係ですが、まず予算としては工事請負費ではなく需用費の修繕料のほうで一括して計上等して執行しております。この関係で一部の工事を行いまして予算、その分、入札によりまして減となった部分もありますが、ほかの緊急対応の修繕も発生することも想定されますので、この分を含めましてこの分のために取っておくということで補正を計上してないということでございます。

以上です。

**議 長（西 日出海 君）**

住民福祉課長。

**住民福祉課長（大平 弘明 君）**

先ほどの積極的な対応をされてるのかということですが、これは国の制度に基づきまして町のほうが行っているということで、国のほうで調達、そういったことの数字等々についても把握をされているような状況ですので、そのカードの枚数等によってこれだけの事務が発生するのではないかとということで、受け渡し事務、交付事務、こういったことについての費用ということになっております。

以上です。

**議 長（西 日出海 君）**

9 番。

**9 番（仲村 吉博 君）**

いえ、今の私がお尋ねしたのは、国からのそういったお金の配付はあったということは、国は積極的に推進したいということなんだと思いますが、それを受けて、佐々町として政策的な課題として、積極推進で全部受けて全部を交付する予定なのか、方針なのかということをお尋ねしたわけで、あなたのところでお答えできなければ、町長に答弁していただかんといかんですけれども、町長のお考えを受けて予算を組まれてるんだろうと思いますので、現場を預かる責任者として、町の政策推進に全住民に対して個人カードを交付するというので、これに取り組み、予算を計上されたのかということをお尋ねいたします。

それから、補正予算を組まなかった、最終的には執行部の判断でしょうから、いい、悪いについて私のほうで判断するということなんだと思いますが、しかし、仕事そのものは特定されているわけですよ。だから、全体が漠然とした修繕料の中である中で、1つは取り出せるわけですから、あなたの説明だったら残った分については別途、流用しますよという話になりはしませんか。そのためにお金を用意しておきたいという話に聞こえるんですが。そのあたりについてはもう少し正確に、そして、なぜできないのかということをお尋ねしたい。

だから、自由度を持っておきたいという感じがしてしょうがないんですけどね。最終的なんですけども、財政当局の話では、決算前の整理のための補正予算だみたいな説明が当初ありましたんで、そうすると、そういったことに対応した補正予算の組み方があるべきだということで問題が、意識を持ったもんですからお尋ねするわけで、今一度、詳しい説明をいただきたいし、お考えを含めてお尋ねしたい。だから、そのことについても町長が答弁するというのでしたら、先ほどのマイナンバーのことも含めて町長に答弁していただきたいと思いますが、よろしく執行部のほうで判断してください。

議 長（西 日出海 君）

どうぞ、町長。

町 長（古庄 剛 君）

1つは、先ほどのマイナンバーの関係でございます。このマイナンバーっていうのは、国から法律がつくられて、本町としてもやはり積極的に推進して、各市町村に全部出てると思います。推進をしていただきたい、全国民の方にマイナンバーに入っていただきたいということで、そういう法律ができてるわけですね。

ただ、町としては今、推進という、特別やってないわけでございますけど、やはり任意って言いますか、そういうことで今、申請を受け付けてるっていうことで、やはり町としてもやはりマイナンバーに入っていただくようお願いをしなきゃならないんじゃないかと。これは法律的にそうなってますので、そういうことで今、やっているということでございます。

それからもう1つですけど、修繕料のことなんですけど、これにつきましては議員も御存じのとおり、大変、あそこの建物って言いますか、機械ですね、耐用年数がかなり過ぎてるところがたくさんあるわけです。機械の部品もいろいろな機械があるわけですね。その中で、やはり修繕を年度内、またしなきゃならない突発的な事項が出てくるんじゃないかということも関係して、担当の課のほうは、そういうことで、多分、今回、補正減というのができなかったのではないかと、私は考えてるんですけど、それは担当課のほうがどういう考えがあるのか、その都度、やはり連絡して、修繕するところも出てくるのではないかと考えておりますので、御理解をいただければと思っております。

議 長（西 日出海 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

今回の補正につきましては、これまで先月、決算剰余金が非常に大きな状況でございましたので、いろいろ議会のほうからも御指摘がございましたので、12月補正の段階では可能な限り最終的な決算額を見込んだ上で、歳入歳出の補正を行ってくださいというふうなことで、各課のほうに照会をかけまして、今回の補正を計上させていただきました。

やはりもう既に事業が終わってるところは出せるんですけども、まだ途中の部分だとか、今、先ほど町長が申されましたとおり、突発的な事項というも想定されることがございますので、やはりそういったところについては、まだ予算を残したまま3月の補正に向けて、まだ動いていくということもございますので、そこら辺を含めて査定の中では各課と協議して、今回の補正を計上させていただいたところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。7番。

7 番（須藤 敏規 君）

12月にある程度整理された予算ということで今、お尋ねしましたので、歳入については剰余金関係が後で最終的に決まるということで組んでないようでございます。

歳出につきましては労働費だけですかね、後は整理されて補正予算は組んであるようですけども。

ここで2点ほどちょっとお尋ねしたいんですけども、30ページですかね。30ページの一番下

段のほうに産地活性化総合対策事業費補助金を出すということで、9月の補正でお茶の防霜ファンをしたんですが、50%を超える分の負担をとあったものですから、もう少し具体的な内容に、こういう名称があるのかどうか、佐々町の補助金交付規則を見ましても、農業関係の補助金の率とか、今、規則が生きてるかどうか、ちょっと把握してないんですけど、2つほど交付規則があったと思うんですが、それにのっとった補助金なのかどうかというのをちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それと、37ページと38ページのほうに、多目的倉庫ということで2カ所に、図書館とサンビレッジのほうに計上されておりますけども、産業建設文教委員会の報告の中にこれが出てきておるわけですけども、今の説明もありましたんですが、大体それぞれ平米は先ほど2.4メートルか5.4メートル、いろいろ4坪ほどなるんですかね。そういうことで、それぞれ新しい資産を増やされるということになるわけですけども、建築確認申請というのは公共団体がつくるのに免除はないのかなと思って考えておったんですけど、県の基準だろうと思うんですけども、申請するときにはいくらかかって、完成のときにいくら費用を見てあるのか、同じ大きさで多分、100平方メートル以下は同一だろうとは思いますが、そこら辺をちょっと教えていただきたいということと、倉庫にいろんな、先ほど聞きましたら、佐々っ子何か待合室にするとか、一時的な保管場所ということもおっしゃったものですから、一時的とは、いつ、もう一遍終われば持って帰られるわけかなと思ったりもするんですけど、一時的な範囲をちょっと教えていただきたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

御質問ですけれども、すいません、この産地活性化総合対策事業費補助金っていうのは、国の補助金の名称を使わせていただいております。

すいません、実のところですけども、前回まで当初予算で上げておりましたのは県の補助事業ということで、県が40%補助、残りが60%になりますけども、30%・30%で町の補助が30、農家負担が30という、そういった負担割合になっておりました。9月補正でそれを減額をさせていただいて、国庫補助に切りかわりましたっていうふうに御説明をさせていただいたんですけども、国庫補助は一応50%となっております。

結果として農家負担が50%で、50%を超えるというふうにお話をさせていただいたのは、国庫補助の50%が対象経費と対象外経費っていう、その仕分けで、結果として国庫補助が50%、2分の1とは言いながら対象経費、全体から見ると若干、落ちていくものですから、そういったところを見合わせたときに、農家負担がもともとの当初予算で計上させていただいていた30%程度になるような形で整理を、まずさせていただきたいということで、今回の補正予算のこの金額を計上させていただいているところでございます。

7番議員さん、おっしゃるように、この国の補助金の名称ですので、町の補助金ということでは佐々町農林商工振興事業費補助金交付要綱というのがございます。この交付要綱に基づきまして、振興作物育成事業というところがございますけども、そういった事業区分の中で整理をさせていただいて、補助の算出をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）

教育次長。

**教育次長（水本 淳一 君）**

お尋ね 1 点目の、建築確認申請につきましては、30 平方メートル以下っていうことで、以内ということですので、確認申請時に 7,000 円。完了検査が、中間がないということですので 1 万 4,000 円ということ、2 万 1,000 円を計上させていただいておるところでございます。

それから図書館の横の倉庫の一時的っていうのはどういう定義なのかということでのお尋ねだと思います。図書館におきましても、倉庫におきましても、サンビレッジの倉庫におきましても、その施設の財産でございますので、原則として私物は持ち帰っていただくということが原則。それから団体が、かなり使用されるだろうと思う団体がたくさんございますので、管理につきましてはその施設長に鍵を管理していただき、日誌において貸し出しを、公民館同様、そういった貸し出しをするということで考えておるところでございます。

図書館ですから、読み聞かせの道具につきましては、基本的には図書館の絵本を使っていたきたいということではございますが、有名な本などお持ちの部分につきましては、図書館事業用として一時そこに保管をする、一時というのはその事業で使うというときの期間、いつからいつまでというのはあれですけども、図書館用として使うものとして、そこに保管をするということではございます。一時という期間につきましては、何年とか何カ月というのはちょっと考えておるところではございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**議 長（西 日出海 君）**

7 番。

**7 番（須藤 敏規 君）**

そしたら、商工業補助金というのは、その率っていうのは基準にあるということになるわけですかね。補助残の 2 分の 1、それぞれ負担するような規則になってるということですね。

それから図書館のその分はいいんです、多目的倉庫ですね。ということは、一時的保管っていうのは定義はないけども、もう必要な道具とか、それは永久的に置いとくという認識なんですかね。そういうことになるわけですかね。私物は持って帰るって言われる、それは当然ですけども、町の財産の中に私物は置いとったら困るもんですから、それはわかるんですけども。

それと、あと想定、どうされとるかわからんですけど、ユニット型の倉庫っていうのはいろんなメーカーがありますですね。天井、床、窓があるのかどうか、ワンフロアにしたのを注文されるのか、床はどうされるのか、ベニヤか何かとか、外壁はどういうふうにするのかとか、そこら辺でメーカーの指定はされて注文されるのか。どのように考えておられるのか。倉庫自体のイメージとして。

**議 長（西 日出海 君）**

教育次長。

**教育次長（水本 淳一 君）**

そこに置く図書関係の読み聞かせのものにつきましては、図書館用の備品ということは基本的には考えておるところでございます。私物は持ち帰っていただくというのが基本的に私どもの認識のものでございます。

それから、ユニット型につきましては、仕様につきましては、一応、先ほど言いました 2.4 掛け 5.4 の広さで、下はベニヤというか、そういった形になるだろうとは思いますが、腐りやすいというのが、やはりデメリットであるようでございますので、この 2 つの施設におきましては、床の下をセメントで水がたまらないようにするというのが、ちょっと付加される部分で

よっと高くなってるんですけども、断熱材を入れて、暑さにもある程度、対応施設ということで一応、仕様のほうを考えているところでございます。

議 長（西 日出海 君）

7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

倉庫にするには断熱材を入れてするというのは、どうも意味がわからんとですけど、ということは、そこには人が常駐することもあるという認識になるわけですかね。断熱材を入れたり、配線したりすることはですよ。もう一時的に置いて、終われば持って帰るとか、そういうニュアンスでおったんですけども。

下が雨に濡れないように耐水性とか、そんなのはわかるんですけど。あと屋根は鉄板にするか、今、外壁でボードがありますね。値段がかなり50万から百二、三十万ずっと変わってくるもんですから。そこら辺と、それは任せますけど。予算からしたら倍になってるもんですから。私の普通、コンテナを頼もうかなと思いましたら100万ぐらいで済むもんですから、基礎までしてピチットした建物になるから建築確認されるのか、ちょっとそこら辺が急遽わからないもんですから、することについては理解するんですが、廃棄した本ですから、すぐ焼却場に捨てれば済むことですよ。ニュアンスがちょっと違うんです。本の読み聞かせも、新しい本を読ませるって言ったのに、今の答弁では、あとで何とか置いた本を読ませるようなニュアンスも言われたもんですから、捨てるためにあそこに一旦、入れとってするってということなんでしょう。

議 長（西 日出海 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

ユニット型の仕様という、先ほどの断熱材というのは、一応、見積もりを取った上で今、予算計上しておりますので、予定価格はあくまでも定価ベースで一応考えておるところでございますので、内訳につきましては先ほど言った整地分も入っておりますので、ちょっと想像される金額よりも高く設定、予算額としては上がっているということで御認識いただきたいというふうに思っております。

それと、一番最初に、利用の状況でございますけども、最初に説明いたしましたように、図書館祭りというのを年4回開催しておるところでございます、そのときにこちらのほうが図書館長と打ち合わせを、ボランティアグループあたりとしていただきまして、作業があるわけです。臨時的な作業って言いますか、先ほど言いましたように、竹馬とか竹とんぼとか、そういったものの児童生徒が集まったときに体験できるようなものとか、そういったものを一時ストックしておく必要があるということもあるし、場合によっては先ほど言いました日誌による管理によりまして、そこで一時作業していただくというようなこともございます。それから、時間帯によつての、読み聞かせの時間帯には、そこに待機していただいて、練習を兼ねた時間帯、そこで活動していただくと、一時活動していただくグループも一ところではないというところで、いくつかのグループもあるもんですから、日誌による管理をしていくっていうようなことでやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

はい、どうぞ。7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

運営については、倉庫の中に人がそこで利用するような形になるわけですね。名称は倉庫であってでもですね。そのほうが通りやすいと思って要求されたのかもわかりませんが、私はそう思います。

それから、あと施設長が管理ということは、図書館でしたら図書館長さんがあそこは管理、サンビレッジはサンビレッジの方が管理なさって、鍵類はその人が持っておられるという認識でよろしいのでしょうか。

議 長（西 日出海 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

議員の御指摘のとおりでございます。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

29ページ、予防接種委託料369万4,000円の減額になっておりますけれども、これに関しては予防接種者が少なかったのかな、ほかに何か原因があるのかなと。それをお伺いしたい。

それから、また委託料なんですけども、30ページの先ほど9番議員さんが言われました委託料で、これも316万の減額。

それから33ページのこれも398万5,000円の減額ということになっておりますけれども、ここで私は町長にお伺いしたいんですけども、この委託料っていうのが私なりにちょっと計算しましたところ、28年度予算で一般財源58億、そしてこの委託料っていうのが13節の委託料、全部、私なりに計算してみましたところが、4億9,400万ありました。全体の、その予算に対して、この委託料というのが8.4%ほどありました。

そうすると、今でも減額すると一千何百万に、先ほど3つだけ言っただけでも一千何百万になるわけです。そういう、委託をされる場合、どういう方法で委託、例えば仕様書をつくったり、そういうことでやっておられるのかなということで、それをお伺いしたい。

それから、先ほど9番議員さんが、クレーンということでは、あそこのクレーンは何トンなのかなということで思いました。というのが、この2.8トンであれば自主検査でできると思うんですよ。そういう毎日の点検、それから月例点検。それをもって自分たちでそういう点検ができると思うんですけども、もしも私の考え間違いかも知れませんが、どうかなと思いましたが、それをお伺いしたい。

それから、33ページですか、33ページ。ここで、公園の管理費の15節の公園施設整備費ということで減額が、21万5,000円ということになっております。これがどういうふうなあれで、目的で減額になっているかわかりませんが、この前から言っております、あそこの千本公園のその管理状況、あれと、何であれだけ荒れとって、こういう工事請負費が減額になるのかなということで思うもんですから、そこら辺のところをお答えいただきたいと思っております。

議 長（西 日出海 君）

建設課長。

建設課長（松本 孝雄 君）

33ページの部分の御質問の中で、まず委託料の398万5,000円減額。説明のとおり、後段の公園施設長寿命化計画策定業務委託料ということで当初、上げていたものから入札執行し、現在、業務を進めておまして、執行残ということで金額を上げさせてもらっています。

それと、工事請負費の減額であります。これは皿山公園のフェンス設置工事、それからあそこの直売所のあるところの広場、駐車場等でございますけども、その区画線がかなりもう消えているということで、利用実態にあわせた区画線を引くということで、今年度予定しておまして、この分は執行残ということでの補正ということで上げさせていただいております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

委託料の件でお話がありました。全体的に8.4%の委託料があるということで、この委託料というのは、やはり我々のところ、専門的なものがない場合には、やはり委託料を組んで業者に委託していろいろなことをしていただく。設計をつくっていただいたり、そういうことをやっているわけでございますけど、やはりこういう残がものすごく出てくるというのは、これはやはり我々も注意する必要があるんじゃないかと、事前ともう少しきちんとした見積もりと言いますか、それをやれば、こんなにあれが出てこなかったかもしれません。

ただ、この中にいろいろな委託料があるわけでございます。先ほどこの29ページを端的に見てもらえば、健康増進事業の関係は、やはり住民の方が健診をされなかったとき、それだけ数を予定していたが減ったというところもありますし、全体的にこういうことでやってるんですけど、町としては全体的にやはり専門的なところ、町ができないものを委託してやってると。やはり当初にきちんとした見積もりというのも大変大切なことじゃないかと思っていますので、今後、十分、そこら辺は気をつけてやっていかなければならないと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

まず、お尋ねの1点目の予防接種の減額の分につきましては、各種予防接種を行われているわけですが、それぞれの予防接種で当初予算の計上するときに対象者を見込まないといけないんですが、ある程度の余裕を持った形で組んでるという部分もございまして、実際、予防接種を執行するにあたりまして、その接種当日、熱が出たりとかして受けられなかったと、そういった方々もあつたりして、最終的にこういった形の減額という形になっております。

接種によりましては、1件当たり1万円を超えるような接種とかもありますので、そういったことで、10人とか接種をされなくても10万円減となると、そういったこと、各種予防接種での全体的にしたときに、こういった形の減額が出てくるという形になっております。

それと、クレーンについてですけども、すいません、クレーンについては2基ありますが

4.5トンですので、労働安全基準法に基づきまして自主点検をしてはおりますけども、法定検査を義務づけられた施設でございますので、そういった形で法的検査を義務づけられている施設になっております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

十分に委託ってということは承知しているわけでございますけど、どうしても委託、この行政していく上では、委託をしなければならないということは理解しておるわけでございますけれども、私、民間出身でございます、委託ってことはめったに今までがしたことがなく、自分たちのところが例えばそういう資格を取ったり、そういうことで、自分たちでできるものは資格を取ったり何だちゅうことで、全てがやとったものですから、例えば官検の場合、クレーンとか、そういう官検の場合は仕方なく最後の点検だけをやってもらおうとか、その前までは自分たちで全部しとったものですから、そういう委託っていう感覚がなかったものですから、何とかならんのだろうか。資格を取られても、例えば職員の方を増やしてでも、そういういろんな資格を取らせて、自分たちでできるものは、できるようなことを考えられた、全てが委託、委託、委託。先ほど言いましたように、一般財源の中の8.4%を委託事業で使っておられる。そういう考え方によれば、少しでも職員を増やしてもいいんじゃないかなということだと思うものですから、そういう考えでおりまして、質問させていただきました。

それから、公園も、あれだけ私、この前も橋本議員と見に行ったということで申し上げました。あそこ、非常に荒れておるものですから、遊具ばかりじゃなし、今までがそういう桜ということで、桜、こう見に行つて、何とかならんのかなということだと思ってるものですから、質問させていただきました。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

答弁はいいですか。（淡田議員「いいです。」）

ほか、ありませんか。2番。

2 番（阿部 豊 君）

1点だけ確認させてください。7番議員さんの質問でありました、一部重複するんですけども、37ページの図書館の多目的倉庫とサンビレッジの多目的倉庫。

私が聞きたいのは、先般、公共施設等総合管理計画が作成されております。個別実施計画が示されないまま、結局新たになっていう部分がありますもので、結局、今後の管理運営にも影響するということ踏まえたときに、中長期的なそういった考え方があつての形状になっている、総合的な考え方が中長期的な部分も踏まえたところでの予算計上なのかという部分を確認をさせていただきたい。

結局、その必要性とかそういった部分については、御説明の中で理解するものでありますけれども、そここのところの考え方がそういった部分も踏まえてこの規模で行うということになっているのかという点が、ちょっと確認できませんでしたので、個別実施計画が示されておれば、その詳細な部分もわかってくるんですけども、そここのところが今ない状態での予算計上になってますので、そここの確認だけお願いします。

議 長（西 日出海 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

現在、課長会の中で企画財政課長、先頭に立って、副町長、先頭に立って、今、各課、持ち出しながら検討をしていただいているところで、別枠で進んでおるところでございます。

それから、今回の倉庫につきましては、やはり予算計上の時点で企画財政課長のほうからも今、こういった公共施設等総合管理計画を考える中でこういったことでいいのかという指摘も、確かにございます。必要な予算ということは、緊急的に今回、必要ということで考えたところで、予算計上させてくださいというところで、今回12月で補正をさせていただいたところでございます。

中長期的な大きな施設につきまして、今現在、課長会の中で検討を進めておるところでございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

2 番。

2 番（阿部 豊 君）

私が申し上げたいのは、中長期的なことを考えると、極端なことを言えば、予算の大小ということで申し上げてるのではないですよ。中長期的なことを考えますと、もうちょっと大きく必要ですよというようなこともあれば、今回の部分が障害にならないという状況なのかというところを申し上げる次第です。中長期的に考えれば、もうちょっと大きい予算で必要なんですよということにつながるのか、つながらないのかという概念で申し上げてるので、そのところ、一時的にというようなことではなく、そういったところを踏まえた予算計上になってるんでしょうかということの確認をさせていただきたいということです。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは今、阿部議員さんがおっしゃったように、やはり我々も本当は図書館って言いますか、図書館が手狭になったということで、大変、いろいろな教室があっておるわけですね。その中で手狭になったところもたくさんあります。そういうことで、全体的に図書館の増築というのも将来的に考えなければならぬところもありますし、それからサンビレッジについても、そういうものを入れるっていうようなところが元々なかったものですから、そういう倉庫が。ただ、全体的に考えて、まだ今、長期的なプランを立てているという中で、これは緊急的に今回、教育委員会にお話がありまして、それを受けたということで、本当は全体的な長期計画でやればよかったんですけど、これがなかなかできなかったということで、今回、緊急的にこの2つの倉庫についてお願いをしたということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

2 番。

2 番（阿部 豊 君）

せつかく公共施設等総合管理計画が示されておりますので、早期に個別実施計画が示されれば、我々もわかりやすい状況になると思いますので、そこを早期にさせていただくことを要望して終わりたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。1 番。

1 番（福田 喜義 君）

37ページの1点だけお聞きします。

19節の施設型給付費負担金と預かり保育促進事業補助金、これ1,030万ですか、減額されていますが、子供さんが減ってこうなったもんか、ちょっとその内容をお願いします。

議 長（西 日出海 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

これにつきましては、歳入とも関連するところでございます。町外幼稚園の国の基準に従った施設の給付費の算定を行った結果、今後の見込みを立てまして、今回、減額措置になったものでございます。皆さん、御承知かと思いますが、平成27年4月1日から子ども・子育て3法の改正によりまして、28年の4月1日ですね。ごめんなさい、27年です。それで、算定方式が変わりました。変わったところは、これまでも説明はしたかと思うんですけども、国の算定方式の中に加算金とか、そういったものをいくつか算定する部分がございます。算定した結果、町外幼稚園の人数の減というか、基準に従って算定した結果、見込みが、決算見込みがこういうふうに見込まれたということで、今回、減額したものでございます。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）

1 番。

1 番（福田 喜義 君）

減ったとはおよそ何名ですか。

議 長（西 日出海 君）

人数の把握はできますか。資料等がなければ後日でよろしいですか。では、後日、人数等については1番議員のほうにお知らせ願いたいと思います。

ほか、ありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

賛成討論します。

問題点としては質疑したところ、マイナンバー、あるいは基金の運用、さらには予備費のあり方ということについて、補正の組み方についても意見があるところでもありますけれども、これらについては決算の予備的な予算ということでもありますので、そういった点からいけば、決算で改めて問うことといたしまして、今回は1人の児童に対して町政が温かい目を向けて、急ぎ対応したということを大いに評価して、そういう目を持って住民一人一人に行政をしていただきたいと期待し、評価をして、賛成討論といたします。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。議案第69号 平成28年度佐々町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これより休憩に入ります。午後の再開を1時といたします。

（11時57分 休憩）

（12時58分 再開）

— 日程第3 議案第70号 平成28年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) —

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第70号 平成28年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

執行の説明を求めます。はい、町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第70号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

はい、保険環境課長。

**保険環境課長（川崎 順二 君）**

それでは、説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、1 ページです。

第 1 表歳入歳出予算補正。歳入。4 款療養給付費交付金、補正額 426 万 4,000 円、計 4,226 万 5,000 円、1 項療養給付費交付金、補正額、計ともに同額でございます。5 款前期高齢者交付金、補正額 58 万 2,000 円、計 3 億 9,551 万 2,000 円、1 項前期高齢者交付金、補正額、計ともに同額でございます。9 款繰入金、補正額減額 108 万 6,000 円、計 1 億 2,361 万 2,000 円、1 項繰入金、補正額、計ともに同額です。歳入合計、補正額 376 万円、計 18 億 385 万円。

次に、2 ページ、歳出です。1 款総務費、補正額減額 61 万 7,000 円、計 785 万 1,000 円、1 項総務管理費、補正額減額 61 万 7,000 円、計 532 万 1,000 円、2 款保険給付費、補正額 33 万 2,000 円、計 10 億 5,308 万円、1 項療養諸費、補正額 33 万 2,000 円、計 9 億 897 万 3,000 円、4 款前期高齢者納付金、補正額 1,000 円、計 13 万 4,000 円、1 項前期高齢者納付金、補正額、計ともに同額です。5 款後期高齢者支援金、補正額減額 64 万 3,000 円、計 1 億 8,062 万 6,000 円、1 項後期高齢者支援金、補正額、計ともに同額でございます。6 款介護納付金、補正額減額 32 万 3,000 円、計 6,460 万 1,000 円、1 項介護納付金、補正額、計ともに同額でございます。8 款保健事業費、補正額減額 85 万円、計 1,982 万 5,000 円、1 項保健事業費補正額、計ともに同額でございます。12 款予備費、補正額 586 万円、計 2,735 万 8,000 円、1 項予備費補正額、計ともに同額でございます。歳出合計、補正額 376 万円、計 18 億 385 万円。

続きまして、3 ページです。歳入歳出補正予算事項別明細書の 1 総括につきましては割愛させていただきます。

それでは、4 ページから説明させていただきます。

2 歳入です。4 款療養給付費交付金、これにつきましては 462 万 4,000 円の増額でございます。これは平成 27 年度分の精算交付によるものです。5 款前期高齢者交付金 58 万 2,000 円の増額です。これは再算定が行われまして、それに伴う交付額の増となっております。9 款一般会計繰入金 108 万 6,000 円の減額です。当初概算計上となっておりますので、今回算定がなされまして、それに伴う調整ということになっております。

次に、5 ページ、3 歳出です。1 款 1 項 1 目総務費の一般管理費です。13 節委託料につきましてはですが、国保システム連携対応業務委託料 57 万 6,000 円の減額となっております。これは、国保都道府県化に係るシステムの改修部分となっておりますが、全体スケジュールの関係で一部の改修が平成 29 年度へと変更になったことからの、その一部改修を行わなかった部分についての減額となっております。

次に、6 ページをお願いします。

4 款前期高齢者納付金、5 款前期高齢者支援金、6 款介護納付金、これにつきましては、再算定が行われましたのでそれに伴います補正ということになっております。

次に、7 ページでございます。

8 款 1 項 2 目保健衛生普及費です。13 節委託料につきましては、データヘルス個別事業計画策定支援及び評価支援業務委託料 86 万 4,000 円の減額です。これは平成 27 年度にデータヘルス計画を策定しておりますが、この平成 27 年度に策定した計画内容が個別計画の盛り込んだ内容で、計画を策定いたしました関係上、28 年度につきましては、個別計画を策定する部分っていうのが必要なくなりましたので、その分減額をしております。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

**議 長（西 日出海 君）**

はい、これから質疑を行います。はい、9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

5 ページの国保連合会関連システム、この一般管理費のところなんです、国保の組織の改編が進められるわけなんです、その事業の進捗状況をお知らせいただきたい。答弁もとめます。

議 長（西 日出海 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

進捗状況につきましては、現在、4つの部会を設けまして、それぞれ担当者が県内に集まりまして、いろんな給付状況とかの統一化を図ろうということで、現在協議をして進めているところでございます。

それから4つの部会で協議をして進めていっているところであります。それと4つの部会でまとめられたものが国保の連携会議として、再度再調整をするという形になっておりますので、そこで再調整をしたものから順次また最終的に決めていくということの道筋を立てているところでございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

はい、9番。

9 番（仲村 吉博 君）

そういう抽象的なことではなくて、具体的にお示しをいただきたいということで質問したんですが、4つの部会はどういう部会なのか、そして進捗状況と聞いたのは、どういう作業が何日までに終わって、いつまでにどういう作業をして、最後はいつにどういう形で完結するのかということを示していただきたいということで質問したつもりでございますので、再度答弁を求めます。

議 長（西 日出海 君）

はい、保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

それでは、検討の分につきましては、まず、国保連携会議という担当課長クラスの検討会がございます。その下部組織として、作業部会として先ほど言いました4つの部会がございます。まず財政運営部会、それから、給付保険事業部会、それから収納対策部会それからシステム部会、この4つの部門に分かれて現在調整を行っているところでございます。

それから全国的に大まかなスケジュールでお話ししますと、現在その調整を行いまして、その調整結果等を受けまして県のほうで国保運営協議会というのが新たに設置されることになっております。その国保運営協議会の中で全体的な国保の運営方針を策定されるということになっております。その運営方針の案を作成されます。その案を受けまして、今度各市町のほうに同じく国保運営協議会がございますので、その国保運営協議会のほうで再度運営方針案を協議しまして、その結果を受けて県のほうで運営方針を決定していくということになっております。国保税そのものの検討につきましては、現在、国でつくられたシステムに基づきまして、算定作業が進められているという状況になっております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）  
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

そのあたりでどういうスケジュールなのかっていうことをお聞きしたかったということ、なぜなのかっていうと、よく、これ総務厚生委員会でも私お聞きしたと思いますけども、佐々町は4つありますね。所得割、均等割、資産割ともう一つ、平等割か。それが県下では3つ、資産割が落ちた形で3つ分けた形で国保が改正されてきているというのは、事例もあるわけなんですけど、このことについては、どういうふうに進んでるのか、3つの分け方で進めるというのが基本になってるのかどうなのか、その際、佐々町の場合は今の現在の対応をいつ変更をしなければならないのかということ、手前のところでの問題があるかと思いますが、県の方針、考え方と佐々町のそういったことの整合性をどのようにとっていくのかっていうことについてお聞きしておきたいと思います。

議 長（西 日出海 君）  
保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

まず、県の方針につきましては、将来的には3方式、資産割はなく、うちでいうところの資産割はなくした部分で統一をしていきたいということで、現在進められております。佐々町の分につきましては、資産割を含むところの4方式で現在しているところでございますけども、これについては、おっしゃるとおり検討していつ資産割をどうしていくかというのを協議をしていかなければならないんですが、県のほうの統一保険料がいつというのがまだ示されておられません。その統一になったときには、県の方針として3方式でございますので、この4方式から3方式に切りかえをしなければならないというふうには思っておりますが、現時点ではそれがいつかというのはちょっとお答えできないところです。これにつきましては、町の国保運営協議会がございまして、そちらのほうで資産割をなくしていくことでの各種影響等を御報告させていただきまして、どういった形で進めていくのかというのを国保運営協議会の中で検討させていただいて、進めさせていただければというふうに思っております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）  
ほかありませんか。

（「なし。」の声あり）

はい、ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

はい、ないようですので、これで討論を終わります。  
これから採決を行います。

議案第70号 平成28年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第 4 議案第71号 平成28年度佐々町介護保険特別会計補正予算(第2号) —

議 長（西 日出海 君）

日程第4、議案第71号 平成28年度佐々町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

執行の説明を求めます。はい、町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第71号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

1 ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、保険事業勘定、歳入、3款国庫支出金、補正額減額の1,745万8,000円、計2億4,498万2,000円、1項国庫負担金、補正額減額の1,330万9,000円、計1億7,419万2,000円、2項国庫補助金、補正額減額の414万9,000円、計7,079万円、4款支払基金交付金、補正額減額の1,873万円、計2億8,766万6,000円、1項支払基金交付金、補正額、計、同額です。5款県支出金、補正額減額の820万3,000円、計1億5,724万6,000円、1項県負担金、補正額減額の808万9,000円、計1億5,168万2,000円、2項県補助金、補正額減額の11万4,000円、計556万4,000円、6款繰入金、補正額減額の859万5,000円、計1億4,669万2,000円、1項一般会計繰入金、補正額減額の859万5,000円、計1億4,669万1,000円、歳入歳出合計、補正額減額の5,298万6,000円、計11億3,544万円。

次のページをお願いします。歳出。

1款総務費、補正額減額の25万円、計1,311万6,000円、1項総務管理費、補正額減額の25万6,000円、計202万5,000円、3項介護認定審査会費、補正額6,000円、計1,043万9,000円、2款保険給付費、補正額減額の6,583万1,000円、計10億266万9,000円、1項介護サービス等諸費、補正額減額の7,305万2,000円、計8億8,914万8,000円、2項介護予防サービス等諸費、補正額287万円、計の3,147万円、5項高額医療合算介護サービス費等費、補正額150万円、計の420万円、6項特定入所者介護サービス等費、補正額285万1,000円、計の5,095万1,000円、5款地域支援事業費、補正額減額の96万8,000円、計3,812万9,000円、1項介護予防・生活支援サービス事業費、補正額減額の66万6,000円、計1,138万7,000円、2項一般介護予防事業費、補正額減額の39万4,000円、計975万円、3項包括的支援事業・任意事業費、補正額9万2,000円、計

1,695万2,000円、8款予備費、補正額1,406万3,000円、計2,099万6,000円。1項予備費、補正額、計、同額でございます。歳出合計、補正額減額の5,298万6,000円、計11億3,544万円。

次のページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正サービス事業勘定、歳入、補正額ゼロ、計、ゼロ、合計、歳入合計、補正額ゼロ、合計535万4,000円。歳出、1款事業費、補正額2,000円、計480万6,000円、1項包括的支援事業費、補正額、計、同額でございます。

2款予備費、補正額減額の2,000円、計54万8,000円、1項予備費、補正額、計、同額でございます。歳出合計、補正額ゼロ、計535万4,000円。

次のページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正です。内容は、高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定業務委託料の変更となっております。主な理由は、当初前回の第6期計画のスケジュールを参考に、平成28年度において、計画策定に係る各種調査を実施し、調査結果の入力、分析作業までを予定しておりましたが、調査方法が前回の第6期計画と今回の第7期計画において変更となっております。特に、調査結果の分析作業については、国のメールシステムを活用することになっており、調査票結果の入力は平成29年4月以降の予定です。このため、今年度調査票配布、回収は作業までとなりますので、調査票の入力、分析に係る費用を平成28年度から平成29年度の予算に組みかえます。後ほど歳出予算でも御説明しますが、平成28年度の委託料の予算を減額し、29年度の債務負担行為の予算は同額を増額するという事で計上させていただいております。補正前の額が248万4,000円、補正後の額は324万円となっております。

6ページをお願いいたします。

歳入の補正予算ですが、国庫負担金の介護給付費負担金から8ページまでの一般会計繰入金まで全て歳出補正に伴う法定負担及び一般会計から事務費繰入金です。このため、歳入の補正の内容については、歳出の補正で説明させていただきます。

9ページをお願いします。

1款1項1目管理費12節の役務費13節の委託料は、3年に1度策定する高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定に係る予算です。通信運搬費は、今年度に調査票の配布、改修を行うため、郵送料の必要額を見込んで計上いたしております。委託料は先ほど4ページ、債務負担行為で平成29年度に予算を組みかえていますので、調査票の入力、分析作業に係る費用を減額しているものです。

同じページの下段2款1項保険給付費の補正予算ですが、まずは10ページの2款1項2目地域密着型サービス給付費をごらんください。今回、9,576万3,000円の減額補正となっておりますが、主な要因は、当初予算において平成28年度に新たに開所となっていた定期巡回随時対応型訪問看護、小規模多機能型居宅介護の介護給付費を見込んでおりました。しかし、事業所の開設が平成29年3月の予定となったため、介護給付費は平成29年度から反映することとなります。このため、当初見込んでいた給付費の減額補正を行っています。また、それ以外にも認知症対応型共同生活の利用者の死亡などによる減なども実績を見込んでおります。

9ページの下段ですけども、戻りますけども、2款1項1目居宅介護サービス給付のところになりますが、介護予防サービス給付費は、先ほどの地域密着型サービス事業所の開設に伴い、通所介護や短期入所、訪問看護などが移行する見込みでしたが、今年度は介護保険給付に影響しないため、増額しており、その他訪問介護の実績見込みなども考慮して増額補正を行っています。

続きまして、11ページをお願いいたします。

地域支援事業費の補正予算ですが、5款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、7節通所事業パート賃金は38万1,000円の増額補正、12ページの第5款2項1目一般介護予防事業費、7節のパート賃金は51万3,000円の減額補正を行っています。主な内容は、介護予防事

業に係る生きがい教室及びはつらつ塾のパート賃金について、10月から生きがい教室やはつらつ塾の実施回数、実施曜日の見直しを行っておりますので、再度必要額を見込んで増額または減額の補正を計上いたしております。そのほか、嘱託員の社会保険料は9月の保険料改定に伴うものであり、職員手当や共済費は正職員の異動に伴うものです。

15ページをお願いします。こちらのほうのサービス事業勘定の補正予算ですが、嘱託員の社会保険料は、保険料算定に伴うものです。

以上が補正予算の内容となっております。

よろしくお願ひいたします。

議 長（西 日出海 君）

はい、これから質疑を行います。はい、9番。

9 番（仲村 吉博 君）

債務負担行為補正でちょっと解せない説明をいただいたんで、確認方々質問をいたします。

当初予算では、15ページのところで委託料で137万6,000円っていうことで上がってて、事業報告システム保守料と、それと今回同じように高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定業務委託料ということで、2つ上がってるんですが、どちらがいくらってというのは、これはわからないわけなんですけれども、それとあわせて、その当時の債務負担行為が今回と同じように補正前ということで248万4,000円、それがどういうふうな形で増額になったのかっていうのは、ちょっと説明のところが明確に聞き取れなかったし、そういった補正っていうか、予算の組み方ができるのかなというふうに思いますが、29年度と合わせて、29年度同じようなところで上がってきてるわけなんですけど、どういうふうに組んであるからこういうふうになってくるのかっていうこと、その過程の詳細について説明を求めます。

議 長（西 日出海 君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

住民福祉課長。平成28年度の業務委託としまして、調査票の内容の検討、それから作成といったところ、発送しまして、調査票のデータの入力から分析までということで、こちらのほう合計しまして、28年度の業務委託とさせていただきますけれども、調査票のデータ入力までは完了できますが、その分析等については、入力から分析までについては今年度は厳しい状況となっております。っていいいますのも、11月末現在でそのアンケートの内容について県のほうからお示しをいただいております。それを今現在調整をしまして、業者の選定をし、1月末ごろにアンケート調査の発送になろうかというふうに考えております。それが戻ってくるのが3月末までということで考えておりますので、データの入力、分析までにつきましては、本年度実施がかなり厳しい状況ということになっておりますので、それを見込みまして、75万6,000円の調査入力データ分析までを翌年度にお願いしたいということで考えております。よろしくお願ひいたします。

議 長（西 日出海 君）

はい、9番。

9 番（仲村 吉博 君）

29年度、来年度のことですよね。そうすると、当初予算で組んであった委託料は、全部今年

度で使い切って、そして、来年度に予定していた248万4,000円が、それでもおかしいな。それが75万6,000円増えると、変更しなければいけないということがわからない。作業そのものは、全体の作業としては同じでしょ。なぜ増額になるのか。

議 長（西 日出海 君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

すいません。先ほど御説明しました中で、データの入力から分析までということで、こちらのほうを翌年度にということで考えているんですけども、今年度予算につきましては、まだ、入札前といいますか、業者等の選定が前でございますので、こちらにつきましては、実施をしまして、その後に減額補正等を考えております。よろしく願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

はい、9番。

9 番（仲村 吉博 君）

もう少しいただきたい。だから、当初予算で、これはどっち行く、どちらがどれだけっていうのはわかりませんが、これに関する予算のところ、委託料で先ほど申し上げました金額が上がってます。その中にどれだけ今年度使って、入力、分析前、アンケートをつくってアンケートを集約するまでの分は今年度でやって、来年度以降に入力、分析するという事ですから、この入力、分析が来年度になるということは、当初からの予定だったんでしょ。だからこそ債務負担行為が当初に上がってきてるんじゃないですか。当初予算のときの説明では、アンケート、それから計画策定っていうことを28年度にやると。その後については、今言われた分析とかいうことを29年度にやるんで、28年度に当初予算で組んで債務負担行為でわざわざ29年度に表として上がってるわけです。その表がまだ、作業そのものは実際は当初予算の部分でさえ、まだ完了したっていうような状況でない、完了を満たしていない状況の中で何で同じものが、債務負担行為そのものが何で金額が増えるのかがわからないんですよ。同じ作業なんだというふうな認識があるものですから。

議 長（西 日出海 君）

はい、どうぞ、住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

申しわけございません。先ほどの議員の御質問ですけども、全体としましては、先ほどお話をいただいたように、業者選定をしましてから、アンケート調査等の作成を行って、発送をしまして、データ入力、分析までが本来は28年度の予定を立てておりました。しかし、国とあと県のほうのアンケート調査等々のスケジュールがずれ込んできておまして、11月末にその内容等が決まっております。それが決まりましたから、私たちのほうのアンケートの内容についてを作成をいたすような形になります。その後に業者のほうの選定に入りますので、その業者が決まる予定が1月の中旬から下旬ごろになるかと思っております。それから、早急にアンケートを調査しまして、発送をして、町のほうに戻ってくるまでが1カ月半程度かかるということで、入力作業と分析作業について、29年度のほうで実施をさせていただきたいというふうに考えております。しかし、委託料につきましては、まだ未執行ですので、執行を終わりましたから減額のほうの手続きをとらせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い

たします。

議 長（西 日出海 君）

後、担当のほうからゆっくり聞いてください。

はい、ほかありませんか。はい、7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

質疑と回答が十分じゃなかったなので、私も同じく債務負担行為関連で質問いたします。要するに、当初予算で事務が遅れているということですか。してなかったってということでしょうか。まず、当初ですから、こういう状況になる前に早く取りかかっておれば、よかったと思うんですけど、要するに調査して、現状把握して、入力分析するまでが28年度当初で組んであったと思うんですよ。でもどうも間に合わないから、入力と分析分を次の年度に持って行って、予算の裏づけをとっておきたいと、そういうことですね。来年度は、介護保険料の決定をしたいと、そういうことですよ。それだけお答えください。

議 長（西 日出海 君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

今、7 番議員さんがお話しいただきましたとおり、28年度当初の段階におきましては、アンケート調査までを入力作業、分析まで終わる予定をしておりました。このアンケート調査等については、国で一定の項目が示される、それ、示された後に、また県のほうは県のほうで独自でアンケートを示されるということで、その決定がなされたのが今回遅くて11月の末ということになっております。ですので、先ほど7 番議員さんお話しいただきましたように、入力作業、分析、それから第7期の計画の策定、保険料の算定をしまして、計画書の作成というのが29年度になるということで、よろしく願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第71号 平成28年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第 5 議案第 72 号 平成 28 年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号） —

議 長（西 日出海 君）

日程第 5、議案第 72 号 平成 28 年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。執行部の説明を求めます。

はい、町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 72 号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

はい、水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

それでは、1 ページをお願いします。

第 1 表歳入歳出予算補正、歳入、1 款分担金及び負担金、補正額 59 万円、計の 592 万 6,000 円、1 項分担金補正額、計とも同額です。2 款使用料及び手数料、補正額 320 万円、計の 2 億 6,528 万円、1 項使用料、補正額 300 万円、計の 2 億 6,507 万 8,000 円。2 項手数料、補正額 20 万円、計の 20 万 2,000 円、3 款国庫支出金、補正額 420 万円、計の 2,930 万円、1 項国庫補助金、計とも同額でございます。7 款町債、補正額減額の 600 万円、計の 6,350 万円。1 項町債、補正額、計とも同額でございます。歳入合計、補正額 199 万円、計の 7 億 11 万 7,000 円。

歳出のほう、行きます。1 款総務費、補正額減額の 718 万 7,000 円、計の 2 億 4,925 万 7,000 円。1 項総務管理費、補正額、計とも同額です。2 款建設費、補正額減額の 19 万 4,000 円、計の 8,321 万 3,000 円。1 項建設費、補正額、計とも同額です。3 款公債費、補正額 172 万 9,000 円、計の 3 億 5,102 万 5,000 円。1 項公債費、補正額、計とも同額です。4 款予備費、補正額 764 万 2,000 円、計の 1,662 万 2,000 円。1 項予備費、補正額、計とも同額です。歳出合計、補正額 199 万円、計の 7 億 11 万 7,000 円。

第 2 表地方債補正変更ということで、下水道事業債、3,900 万円の限度額を 3,300 万円ということで、600 万円の減額となっております。内訳につきましては、3,300 万円の内訳につきましては、汚水分が 960 万円、雨水分が 2,340 万円ということで、今回の減額分につきましては、雨水分の 600 万円の減額となっております。内容は、歳出のほうの 6 ページのほうの財源内訳のほうを見ていただければと思います。

続きまして、めくっていただきまして、3 ページの事項別明細書の総括のほうは割愛させていただきます。

4 ページの歳入でございます。下水道受益者加入金の 59 万円の増額でございますが、これは、当初予算見込んでおりました分が多くなりまして、一括納入の方が増えたということで、このような形で増額補正をさせていただいております。

下水道使用料につきましては、現状を見込みまして、300 万円の増額ということでしております。下水道手数料ということで、20 万円の増額につきましては、決算見込み等を立てまして、20 万円の増額ということでしております。

3 款の国庫支出金でございますが、9 月補正で 740 万円の減額をさせていただいております。

たけど、これ、いわゆる内示額の減ということで、減額してございましたけど、国の 2 次補正の要望がありまして、その要望が通りまして、420 万円の増額となっております。

続きまして、5 ページでございます。

下水道事業債でございます。600 万円の減額ということで、これは国費のほうで 420 万円増えましたので、それに伴いまして、起債のほうの借入れが減額になったという形になっております。

次の 6 ページ、歳出のほうでございます。

総務管理費の委託料の減額でございますが、入札執行残等に伴う減額でございます。18 節の備品購入費につきましては、平成 9 年度に購入しておりました掃除機のほうが悪化しておりますので、そちらのほうの購入も予算計上させていただいております。

2 款の建設費でございますが、職員手当、共済費につきましては、今回、一般会計の増減の部分の理由と同じでございます。2 目の中央排水対策事業につきましては、先ほど言いましたように、国費のほうは、すいません。総務管理費の雨水ポンプ場管理費のほうは国費のほうは 120 万減額になっておりまして、その分と合わせまして 420 万円増額分と合わせまして、540 万円の国費の増額と。それに合わせまして地方債のほうは 600 万円の減額という形になっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。4 番。

4 番（永安 文男 君）

すいません。6 ページの処理場管理費の関係でお尋ねしますけども、先の 11 月 30 日に協定関係の環境測定報告会っていうのが地元でございまして、その分で、騒音の関係で、数値が一時超過している部分があるっていう報告がありましたけれども、この分については、今後対策を講じていきたいというお話がありましたので、今年度の予算関係でその対策が講じられるのかどうか。それで、そこそこフォローができるような部分での対応が可能なのか、それで、当初予算あたりにまわるものなのか、確認をさせていただきたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

はい、水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

11 月に地元のほうに環境協定に基づきまして、年 1 回報告をするようになっておりまして、その中で、残念ながら騒音のほうは協定値をちょっと超過しておりまして、その対策ということで、言われております。その部分につきましては、本年度の予算で対応するのかという御質問でございますが、これにつきましては、まだ具体的にどのような対策を行うかと。例えば昨年は、機械のカバーの中に防音材を入れてっていうことで対策をしてございましたけど、なかなかその効果もあらわれておりませんので、専門家の意見を聞きながら、実際具体的にどのような対策ができるのかというのを今から検討させていただきますので、予算的に、今の予算を例えば板を買って、それを仮設的に建てれば、防音対策になるのか、そういう部分も含めた中で、本年度に予算できればその中で対応させていただきますが、もっと費用的なものが発生するようであれば、また検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

はい、4 番。

4 番（永安 文男 君）

なかなかデリケートな問題で、すぐ対応が可能かどうかわからないんですけど、何年来そういう状態が続いてるっていう中で、地元でそういう話が出てたという現実がありますんで。

それと関連して、地元の山手のほうに音が聞こえるというような話もそのときに出たんですけども、その辺の調査っていうのを、担当のほうでしていただけるような話があったんですけども、その辺の進み具合を教えてください。

議 長（西 日出海 君）

はい、水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

すいません。具体的に、まだちょっと進んでおりません。説明に伺った委託業者のほうと協議しながら、近々中に実行したいということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

はい、ほかありませんか。はい、7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

初めて聞くような話だったものですから、その地元、地域集落の方との協定の中にそれはあるってことなんでしょうか。産建の会議録をずっと読んでいたんですが、なかなか見つけきらんものですから、騒音について、そういうのが協定であったんでしょうか。

議 長（西 日出海 君）

はい、水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

委員会のほうには、すいません。その件につきましては特段御報告しておりませんが、もともと下水処理場をつくるときに、地元 3 町内会と環境協定を結んでおります。その協定の中に年 1 回環境協定に基づいた数値の報告会を地元のほうにするということになっておりますので、毎年基本的には 11 月に行うってことになっておりますので、その 11 月に今回も行ってるというところでございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。

（「なし。」の声あり）

はい、ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第72号 平成28年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第 6 議案第73号 平成28年度佐々町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号) —

議 長（西 日出海 君）

日程第 6、議案第73号 平成28年度佐々町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。

執行の説明を求めます。はい、町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第73号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

はい、水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

それでは、すいません。1 ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。3 款国庫支出金、補正額減額の65万円、計の635万円、1 項国庫補助金、補正額、計とも同額です。歳入合計減額の65万円、計の3, 114万6, 000円。

歳出でございます。1 款総務費、補正額減額の30万円、計の1, 415万9, 000円、1 項総務管理費、補正額、計とも同額でございます。3 款予備費、補正額35万円の減額、計の158万8, 000円、1 項予備費、補正額、計とも同額でございます。歳出合計、補正額減額の65万円、計の3, 114万6, 000円でございます。

2 ページの事項別明細の総括は割愛させていただきます。

すいません。最終ページの 3 ページをお願いいたします。

歳入のところで、100%補助になりますが、機能診断調査と最適化整備構想の部分の補助金のほうが65万円、減額になっておりますので、その分の減額をおとしておまして、最終的に、100%補助といいましても、補助の交付額が減額になっておりますので、35万円一般財源を組ませていただいて、歳出のほうが30万円の減額となっております。よろしくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで討論を終わります。  
これから採決を行います。

議案第73号 平成28年度佐々町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第7 議案第74号 平成28年度佐々町水道事業会計補正予算（第1号） —

議 長（西 日出海 君）

日程第7、議案第74号 平成28年度佐々町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。  
執行部の説明を求めます。

はい、町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第74号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

はい、水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

すいません。1ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございます。まず水道料金。下水道料金と同じように決算見込みを考えまして500万円の増額をしております。主に特定企業の分でございます。大体当初予算では、月6万立米で見えておりましたけど、これが実績で6万3,000立米ほどになるのではないかとということで、増額させていただいております。

他会計負担金の36万7,000円でございますが、芳ノ浦地区の消火栓が壊れておりまして、その分の修繕のほうを水道のほうの修繕料で行っておりまして、その分を負担金ということで繰り入れさせていただいております。なお、支出につきましては、現予算で対応させていただいております。

支出のほうにまいります。減額の分につきましては、執行残ということで考えていただければと思います。給与、手当、賞与引当繰入金でございますが、この分につきましては、昇給分が含まれております。賃金ということで、臨時雇賃金を33万6,000円計上させていただいてお

りますが、こちらにつきましては、事務補助、5月、6月に事務補助を1名雇用しておりますので、その分と、検針員の引き継ぎ分ということで計上漏れしておりましたので、その分で今回計上させていただいております。

3ページにまいりまして、減価償却費66万5,000円の増額でございますが、決算により再算定をした結果、このような形になっております。あと、消費税と予備費で調整させていただいております。

続きまして、4ページです。資本的収入及び支出の支出でございます。こちらも入札の執行により減額ということで、減額補正させていただいております。よろしく願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

はい、これから質疑を行います。はい、9番。

9 番（仲村 吉博 君）

減価償却費です。期中で減価償却費が動くっていうのがよくわからんのですが、いまいし説明を。

議 長（西 日出海 君）

はい、水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

はい、すいません。当初予算を作成するのが12月から始まりますので、最終的には3月に議会に提案するって形になりますが、その先に、計算をかけてしまいますので、実際は、27年度の決算が終わってないという状況になります。その中で、計算をかけてしまって、このような形で増額になったということで、通常であれば、予算でかけておりますので、本当は減額という形がこの時期は、減額というのが本当かなということで私も感じておりますけど、再算定した結果、今回の決算をもとに再算定した結果、このような形で増額になったということで、申しわけなく思っております。よろしく願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

はい、ほかありませんか。はい、7番。

7 番（須藤 敏規 君）

1ページのほうに、特定企業が増額の水量とあったんですけども、給水件数、一般家庭及び会社とか、官公庁とかあるんですけど、その区分けは今わかりますか。給水件数が、わからないなら全体で結構ですけども、年々やはり五、六十戸増えていってるようですので、わからなければ、また後でお尋ねしても結構です。給水件数で割っていきたくと思います。

議 長（西 日出海 君）

手元に資料はありますか。はい、水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

水量につきましては、手元に資料があるんですけど、申しわけありません。件数については手元に資料がございませんので、後もって回答させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

7 番議員、後もってでよろしいでしょうか。ほか、質疑はありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第74号 平成28年度佐々町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これより休憩をいたします。時間を少々いただきたいと思いますので、再開を2時20分にしたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（14時03分 休憩）

（14時34分 再開）

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、町長から、追加議案の申し出がっております。追加議案は7件です。議会運営委員会を開催して、協議をしていただきました。

議案の内容は、町長及び副町長の給与に関する条例等の一部改正の件、職員の給与に関する条例の一部改正の件、平成28年度佐々町一般会計補正予算（第5号）、平成28年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第3号）、平成28年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、平成28年度佐々町水道事業会計補正予算（第2号）、物品売買契約締結の件。

皆さんにお諮りします。執行の申し出とおり、7件の議案を追加することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。議案第75号 町長及び副町長の給与に関する条例等の一部改正の件を日程に追加し、追加日程第1として、議案第76号 職員の給与に関する条例の一部改正の件を日程に追加し、追加日程第2として、議案第77号 平成28年度佐々町一般会計補正予算（第5号）を日程に追加し、日程第3として、議案第78号 平成28年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第3号）を日程に追加し、追加日程第4として、議案第79号 平成28年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を日程に追加し、追加日程第5として、議案第80号 平成28年度佐々町水道事業会計補正予算（第2号）を日程に追加し、追加日程第6として、議

案第81号 物品売買契約締結の件を日程に追加し、追加日程第7として、以下7件を議題とすることに決定しました。

— 追加日程第1 議案第75号 町長及び副町長の給与に関する条例等の一部改正の件 —

議 長（西 日出海 君）

追加日程第1、議案第75号 町長及び副町長の給与に関する条例等の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第75号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

それでは、議案第75号につきまして説明いたします。資料をよろしくお願いいたします。

今回、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正する法律の制定に伴い、本町の特別職及び議会議員の期末手当の支給率を現行の3.15月から0.1月引き上げまして、3.25月とする条例改正でございます。

中身につきましては、28年度分につきまして12月期、現行1.65月を1.75月に改定すると。これを12月1日に遡求いたしまして適用すると。

もう一つにつきましては、29年度以降ということで6月期に1.55月、12月期に1.70月に改定するという二本立ての改定となっております。

それでは、1ページ目をお願いいたします。

町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例。第1条町長及び副町長の給与に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次に表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という）に対応する次に表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後表に入らせていただきます。先ほどの説明しましたとおり、改正前100分の165を100分の175に改正いたします。

次のページをお願いいたします。

第2条佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在し

ない場合には、当該改正後部分を加える。この分につきましても、同じように100分の165を100分の175に改正しております。

次のページをお願いします。

第 3 条議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例18号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。議員の皆さんの報酬につきましても、同じように100分の165を100分の175に改正いたします。

次のページをお願いいたします。

第 4 条。条項等の改正等については、読み続けたほうがよろしいでしょうか。

議 長（西 日出海 君）

いや、第 4 条を読めば 5 条、6 条一緒ですね、中身は。議員か教育長とかそういう違いで。（総務課長「はい。」だから一つだけ読んでください。はい、総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

第 4 条町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。ここにつきましては、平成29年 4 月 1 日以降の部分の改正となります。6 月、100分の150を100分の155に、12月、100分の175を100分の170に改正いたします。

以下、第 5 条佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例及び第 6 条の議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、この部分につきましても同じように 6 月期の部分を100分の150を、100分の155、12月に100分の175を100分の170に改正いたします。

6 ページをお願いします。

附則。施行期日 1 項この条例は公布の日から施行する。ただし、第 4 条、第 5 条、第 6 条の規定は平成29年 4 月 1 日から施行する。

第 2 項適用。第 1 条の規定する改正後の町長及び副町長の給与に関する条例、第 2 条の規定による改正後の佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例及び第 3 条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、平成28年12月 1 日から適用する。

以上、説明を終わります。

議 長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

こういう人事院の改定に伴う報酬の引き上げ等については、ほぼ法律に従ってやってこれ

ているわけなんです、報酬審議会を機能させるというわけにはいかなかったんでしょうかということと、今一つは、人事院勧告に基づく法律の改正はいつであったのか、その 2 点をお尋ねします。

議 長（西 日出海 君）  
総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

報酬審議会につきましては、率の改定については国の特別職の改定に基づいて改定するというので、対応しております。ただ、町長の報酬額の改定の場合には、報酬審議会、議員さんもそうですけれども、報酬審議会にかけております。

それと、この法律が通った時期ですけど、正式な日にちは覚えておりませんが、後日、この法律が通過した日にちについては、お知らせしてよろしいでしょうか。

議 長（西 日出海 君）  
はい。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

特別職の報酬審議会があるわけで、こういった形で法改正に伴って随時やっていくということになると、地域の特性に伴って反映させた報酬というのは定めにくいんじゃないかというふうに思うんです。そういった点で、法律の改正は改正で受けとめた上で、報酬審議会を開くということが必要ではなかったかというふうに思うんです。

それで、今、総務課長が答弁なさったことで、こういったことで報酬改定を議会に上げるということについては、報酬審議会の側の事務局なり会長なりに、いつ報告をなさったのかどうか、承諾をいただいておりますかということについてお尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）  
総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

報酬審議会については、報酬額の改定が審議の内容と心得ておりますので、報酬額が変われば基本的には報酬審議会を開催いたします。ただ、この一時金の期末手当の率につきましては、その根拠につきまして私たち小さな佐々町ではその率を定めることができませんので、国の特別職の率を採用させていただいております。

そして、報酬額といいますのは総理大臣、県知事、各市町村長、それぞれに審議会がありまして、報酬額を決定しておられると思いますので、その報酬額に対して国が決める率を適用させていただきたいと。これは職員のほうも同じですけれども、職員のほうにつきましても、自分の町でこの期末手当、勤勉手当の率を決めるような調査あたりをできるような状況ではございません。

ですので、私も佐々町につきましては、人事院勧告を尊重してやってきております。この特別職の期末手当につきましても、そのようなことで今後も取り扱っていきたいというふうに考えておまして、前回の報酬審議会の折に、この給与の特別職のいわゆる期末手当につきましては、国の部分を尊重させていただきましますというふうなことで説明をしておりますので、報酬審議会にかかる必要はないというふうに考えております。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

それは行政の判断だろうというふうに思いますが、報酬審議会を私はやっぱり狭く解釈すべきではないかというふうに思っておるんです。手当についても、報酬の概念の中に入るんじゃないかというふうに思うんです。

職員のことを言われましたけれども、私が勤務しているときも手当については、給料の後払いしないし給与は全体として給与として捉えられているという経過からの経験からいきましても、報酬の一環だったというふうな捉え方をすべきではないかというふうに考えております。そのことについては、ちょっと見解を異にするということで報酬審議会に実質的な機能を求めた質問であります。そのことについては、再度質問しても、同じ答弁だろうと思しますので、回答は要りませんが、私としては意見を異にしております。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

国家公務員の給与の改定ということについて、人勸は基本的には従業員が50名以上ということで、佐々町には一部を除いて50人以上の企業というのはいないということでは、なかなか調査がしにくいという面はありますけれども、実際にはこれだけの手当の改定ということについて、実際は大きい50人以上の企業の実態を反映した上での報酬なりであるわけですから、そういった点でそれ以下の給与なり、役員手当なりで働いておられる事業所の会長さんなり社長さんなり、重役の方たちの実感とやはり違ってくるんじゃないかということで、町民の納得を得るものではないというふうに判断いたしましたので、これについては反対いたします。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第75号 町長及び副町長の給与に関する条例等の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

— 追加日程第 2 議案第 76 号 職員の給与に関する条例の一部改正の件 —

議 長（西 日出海 君）

追加日程第 2、議案第 76 号 職員の給与に関する条例の一部改正の件を議題とします。  
執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 76 号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

先ほどの資料をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、議案第 76 号の説明をさせていただきます。今回、人事院勧告を受けまして、本町の職員の給与等について一部改正を行っております。

まずは給料表の改定でございます。本町におきましては 0.3%、国におきましては 0.2% というふうになっております。これは行政職（一）の給料表でございます。引き上げ幅でございますけれども、1 級初任給を 1,500 円ということで、若年層を 1,500 円、そして、それから 400 円、1,500 円から 400 円の引き上げということになっております。医療職給料表、現業職給料表につきましても、行政職給料表（一）と同じように人事院勧告の内容に応じまして、1,500 円から 400 円の間で引き上げをさせていただいております。

次に、勤勉手当でございます。特別職の報酬と同じように職員の場合は、勤勉手当のほうが 0.1 月増額の改定ということになっております。この改定の中身でございますけれども、特別職と同じように 12 月期を現行の 0.80 月から 0.90 月に引き上げます。

そして、次に、29 年度の 4 月 1 日以降ということで、6 月期を 0.85 月、12 月期を 0.85 月ということでおこなっております。それに伴いまして、再任用の職員についても同じような改定を行っております。

次に、扶養手当でございます。扶養手当につきましては、今、75 号に資料を一部つけておりますので、そちらのほうをごらんください。扶養手当につきましては、29 年、30 年と段階的な改正になっております。配偶者手当でございますけれども、現行 1 万 3,000 円を 29 年度には 1 万円、30 年度には 6,500 円ということに引き下げられます。子供につきましては、6,500 円を 29 年度には 8,000 円、30 年度には 1 万円、子供、父母等ということで、「等」には祖母、そして孫も含まれます。そして、兄弟等も含まれております。現行 6,500 円、経過措置も 6,500 円、見直し後も 6,500 円ということになります。

配偶者がいない場合ということで、子供が現在は第 1 子につきましては 1 万 1,000 円、経過措置としてそれが 1 万円、そして見直し後は配偶者がいるいないにかかわらず 1 万円ということになります。

続きまして、配偶者がいない場合で、父母等を扶養した場合、これにつきましては現行 1 万 1,000 円を 29 年度には 9,000 円、30 年度には 6,500 円ということで、子供以外は全て 6,500 円というふうなことになっております。

それでは、1 ページをお願いしたいと思います。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。第 1 条職員の給与に関する条例（昭和 46 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

（表、様式及び別表の改正、削除または追加）次の表の改正前の欄の表中、太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち、下線が引かれた部分（以下「改正後表」という）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後表を当該改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

次のページをお願いします。1 号と 2 号でございます。ここにおきまして、再任用職員以外の職員 100 分の 80.0 となっております部分を、6 月に支給する場合には 100 分の 80.0、12 月に支給する場合には 100 分の 90.0、以下 2 号につきまして再任用職員の職員 100 分の 37.5 を 6 月に支給する場合には 100 分の 37.5、12 月に支給する場合には 100 分の 42.5 に改めます。

ここで第 1 号の 100 分の 80.0 のところに「点」がありますけれども、この点に下線が引かれておりませんので、すみません、この点のところに下線をよろしくお願いいたします。申しわけございません。

第 3 項から 5 項を略しまして、附則の第 23 条から第 28 条も略いたしまして、附則の 1 から 10 も略いたしまして、附則の 11 です。この分の改正につきましては、耳慣れないかもしれませんが、現在、6 級と 7 級と本町はありますけれども、6 級以上の級に在職している職員につきましては、勤勉手当が 1.5% カットになっております。この改正を受けまして 1.5% カットになるように率の改正をここで行っております。

続きまして、別表第 1 ということで給料表の改定でございます。全表改定になっておりますので、ここは朗読を省略させていただきたいと思っております。

続きまして、9 ページ、ここが医療職給料表の（一）でございます。これも全額改定されております。

続きまして、13 ページ、ここからが医療職給料表の（二）でございます。これも全額改定されております。

続きまして、医療職の（三）でございます。19 ページになります。この部分につきましても、改定されております。

続きまして、29 ページをお願いいたします。

第 2 条職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。条項等の改正等。次に表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正、削除または追加。次に表の改正前の欄の表中、太線で囲まれた部分のうち、下線が引かれた部分（以下「改正前表」という）に対応する次の表の改正後の欄の表中、太線で囲まれた部分のうち、下線が引かれた部分（以下「改正後表」という）が存在す

る場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

12条扶養手当第2項でございます。2号の子及び孫という部分につきまして、及び孫を削除いたしまして、3項として新たに号を加えまして孫という部分の説明を挿入しております。以下、3、4、5号をそれぞれ1号ずつ繰り下げております。

次に、3項でございます。この部分につきましては、配偶者手当を6,500円、それと孫、父母、祖父母、兄弟、重度障害者の部分につきましても6,500円にすると。それと、子供が6,500円だった部分を1万円に引き上げるということで、この部分につきましては30年度から該当する部分について改正をしております。

次の第13条の部分でございますけれども、この部分につきましては、号の改正によるもの改正でございます。

続きまして、次のページ、30ページでございます。この部分につきましては配偶者の有無により先ほども説明いたしましたけれども、1人目の扶養者の金額が変わってまいりますので、その部分が今回撤廃されておりますので、その内容の改正でございます。

次に、第22条勤勉手当でございます。この分につきましては、先ほど12月期を改定いたしました分を平成29年4月1日からは100分の85、6月期も12月期も100分の85とするということでございます。

次に、2号でございますけれども、再任用職員についても基本的に29年4月1日以降は6月、12月期とも100分の40.0に改定するという内容でございます。

次の附則の11でございます。この分につきましては先ほども説明したとおり6級以上の在級者に行われおります1.5%のカット分を記載したものでございます。

附則。第1条施行期日等。この条例中、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、公布の日から施行する。第2条例の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2項、第1条の規定による改正後の職員の給与条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

給与の内払。第2条、第1条の改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

第3条の扶養手当の部分でございますけど、ここにつきましては先ほど資料で説明いたしました30年度以降の分について条文を改正しておりますので、その経過措置となります29年度に支給する部分をこの附則でうたっております。

第3条、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第12条第3項の規定の適用については、同項中、「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という）については、1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という）については、1人につき1万円」とあるのは、「前項第1号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という）については1万円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という）については1人につき8,000円（職員の配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という）については、1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」とし、第13条の規定については、同条第1項中「その旨」とあるのは、「その旨（新たに職員となったものに扶養親族がある場合、又は職員に第1項に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む）」と同項第2号の次に第3号として、「扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配

偶者のない職員となった場合（前号に掲げる場合を除く）」及び第 4 号として「扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に掲げる場合を除く）」を加え、同条第 3 項中、「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、若しくは第 5 号」と「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について、第 1 項第 3 号、若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で、配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち、扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

以上です。

すみません、それともう一つ資料の説明でございますけれども、最初に配った資料で、その裏面の影響額というのがございます。この 75 号、76 号の改定を受けまして、各会計における影響額でございます。項目はありますけれども、一般会計においては特別職で 57 万 4,000 円、一般職で 436 万 6,000 円、介護会計におきましては 9 万 6,000 円、下水道会計特別会計におきましては 20 万 7,000 円、水道事業会計におきましては 33 万 6,000 円、全会計におきましては 557 万 9,000 円の影響額というふうになっております。

以上、説明を終わります。

議 長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。2 番。

2 番（阿部 豊 君）

職員の勤務労働条件に関する提案だと思います。当然、団体交渉等が行われたかと思いますが、労使合意による提案であるものかということの確認を行いたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

今回の改定部分につきましては、労使合意しております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

ほか。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

若年層に配慮した改定だということで、評価したいと思ったんですが、給与表と扶養手当の

関係を見てみますと、確かに給与は若年層では1,500円が上がっている。ところが61号の人は1,300円、93号の人は500円ということなのですが、配偶者を持っている人は実質は全体の総支給額、受け取り金額は減るんじゃないかというふうに思うんですが、現行28年度はいいんです。29年度は配偶者の扶養手当については3,000円減るんです。これ毎月のことです。そうすると先ほどの給与が毎月の金額が、ああいった形で例え上がったにしても、総額では減額になるんじゃないですか。30年度での見直しでは6,500円に半減するということでは、配偶者がいる人は、給与付与の改定の恩恵は受けないんじゃないんですか。手取り額が少なくなるということではないんですか、お尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）  
総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

今回の給与改定額に比べまして、例えば配偶者で1万3,000円の配偶者手当をもらっている職員については、今おっしゃったようにそのようになるかというふうに思っております。

議 長（西 日出海 君）  
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

そうすると若年層に重点を置いた水準を引き上げるということでは、そうすると配偶者のいない、平均的なところ、号給はどこら辺からなんですか、この給与表からお示してください。

議 長（西 日出海 君）  
総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

その分につきましては、まちまちになっていると思いますので、どこからというふうなお答えはできません。

今回、この扶養手当の見直しにあたりまして、国におきましては、子供、孫は外しております。今まで子供と孫は一緒だったんですけれども、子供においては6,500円から1万円、その他の扶養者においては6,500円に統一されたようになっております。おっしゃるように、1万3,000円と高かった配偶者につきましては、6,500円ということで半分になっております。ただし、子供さんを持っておられるところについては、6,500円が1万円と増額になっております。

このような中で国の政策を受けてこの部分の改定かというふうには思っておりまして、私どもにつきましてもこの部分についても、人勧どおり実施していこうということで組合との協議も終了しております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）  
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

配偶者については、子供の増額が出ていますけれども、6,500円が8,000円ということで1,500円のプラスと、それから30年度は3,500円のプラスというかと思いますが、子供はいずれ

巢立っていきます。余程のことがない限りは配偶者というのは一生連れ添うものです。

そうすると、生涯にわたっての給与ということからいけば、今回の改定は引き上げという衣を着ながら、実際はそれぞれの職員の皆さんには減額を強いるものではないかと思うんですが、どうなんでしょう。これを国家公務員のとおりとは言いながら、これでは実際に皆さんの働きに応えたことになる提案なんでしょうか。

私はこの組合の皆さんが納得されたということは、非常に苦渋の選択ではないかというような感じもするんですが、私の認識、子供のことについて言われましたので、配偶者と子供をセット考えた場合にはどうなんでしょうか。

議 長（西 日出海 君）  
総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

この部分につきましては、計算されれば単純な割り算だと思いますので、この表のとおりになると。セットでというのが意味がよくわかりませんが、子供さんが 2 人おられたり、3 人おられたり、配偶者の方がおられても働いておられればもともと配偶者手当はついていませんので。

ここにおいて国の政策上、女性の活躍社会とか、女性が働いてください、労働者不足というのもあって、国のある程度意識した内容になっているんじゃないかと思えますけれども、本町におきまして扶養手当につきましても、国に準拠するというふうなことで言っておりますので、この部分につきましても、本町ではこのように改定させていただきたいと思えますし、組合との労使交渉も妥結しておりますということで報告させていただきたいというふうに思います。

議 長（西 日出海 君）  
ほかありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

残念ながら、反対討論をせざるを得ません。

若手に重点を置いた給与改定ということではありますけれども、質疑のところでも申し上げましたように、実際は内容的には配偶者を持つ職員の皆さんにとっては、給料総額として減額を強いられるものであるということでは、配偶者を持っておられる方が必ずしも年齢上の方ばかりとは限りません。若手の方もたくさんおられると思います。そうしたことから言って、必ずしも皆さんのプラスにはならないというふうに私は判断いたします。反対討論いたします。

議 長（西 日出海 君）  
ほかありませんか。2 番。

2 番（阿部 豊 君）

賛成討論をいたします。

人勸を尊重する。制度そのものについてはさまざま、これまでも増加したり減額されたりと

いう時代背景も伴っていろいろありました。しかしながら、基本、本俸をベースの部分で増額されていくと、労働者の本俸を上げていくという今回の勧告でありますし、また、さまざまな部分についても労使合意をされて、提案をされたということに鑑み、賛成とさせていただきます。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第76号 職員の給与に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

追加日程第3、議案第77号 平成28年度佐々町一般会計補正予算（第5号）。追加日程第4、議案第78号 平成28年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第3号）。追加日程第5、議案第79号 平成28年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。追加日程第6、議案第80号 平成28年度佐々町水道事業会計補正予算（第2号）。

お諮りします。ただいまの4議案について関連がありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第77号から議案第80号までの4議案は一括議題といたします。

町長がかがみの朗読を、各担当が説明をお願いします。

順次そのようにお願いします。

— 追加日程第3 議案第77号 平成28年度佐々町一般会計補正予算（第5号） —

議 長（西 日出海 君）

追加日程第3、議案第77号 平成28年度佐々町一般会計補正予算（第5号）について、執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第77号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしく願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

はい、総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

すみません、ページをめくっていただきまして1ページです。  
先ほどの私の説明のとおりでございまして。

議 長（西 日出海 君）

企画財政課長のほうにかわってください。  
企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

申しわけありません。一般会計補正予算でございますので、私のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

中身につきましては、先ほど総務課長のほうから議案第75号及び76号のほうで説明があったとおりでございまして、各給与費の支弁科目につきまして、それぞれ増額補正を行わせていただいております。結果としてでございますけれども、3ページにございまして、495万6,000円、この分を予備費のほうで減額補正ということで対応させていただきたいと思っております。

以上であります。よろしく申し上げます。

— 追加日程第4 議案第78号 平成28年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第3号） —

議 長（西 日出海 君）

追加日程第4、議案第78号 平成28年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第3号）について執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第78号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明をさせます。

議 長（西 日出海 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

1ページのほうをお願いいたします。先ほど総務課長のほうから説明がございましたとおりになっております。歳入につきましては、それぞれの費目に按分をして歳入として合計で7万6,000円補正をさせていただいております。同じく歳出で7万6,000円の歳出予算を組ませていただいております。

以上です。

— 追加日程第5 議案第79号 平成28年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号） —

議 長（西 日出海 君）

追加日程第5、議案第79号 平成28年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第79号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

1 ページめくっていただきまして、公共下水道事業会計で支弁しております5人分の、先ほどの76号議案の分の条例改正に基づいた人件費の補正を行っております。金額が20万7,000円でございます。不足分については予備費から計上させていただいております。よろしくお願いいたします。

— 追加日程第6 議案第80号 平成28年度佐々町水道事業会計補正予算（第2号） —

議 長（西 日出海 君）

追加日程第6、議案第80号 平成28年度佐々町水道事業会計補正予算（第2号）について執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第80号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

すみません、1 ページをお願いいたします。こちら企業会計の5名分の職員給与でございます。企業会計につきましても、一般職員の給与条例に準じておりますので、それに基づきまして35万1,000円の人件費のほうの補正をさせていただいております。その分を予備費で調整させていただいております。よろしくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

執行の説明が終わりました。

追加日程第3、議案第77号 平成28年度佐々町一般会計補正予算（第5号）について、これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。はい、9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

75号と76号で反対討論をいたしました。それに基づく補正予算でありますので、同趣旨でございますので繰り返しません。反対といたします。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。はい、7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

労働基本権制約の代償措置として人事院勧告制度が制定されております。やはりこれに従うべきではないかと思っておりますので、まことに職員の皆様には申しわけないのですが、人事院勧告に基づいた措置と思っております。賛成いたします。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第77号 平成28年度佐々町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

追加日程第4、議案第78号 平成28年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑はないようですので、質疑は終わります。

これから討論を行います。はい、9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

この予算につきましても、76号で申し述べた質疑、討論と同趣旨でございますので繰り返しません。反対討論をいたします。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。はい、7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

社会一般の方々とは給与を民間と公務員の均衡を保つために、人事院勧告制度が設けられております。やはり地方公務員においても、それに基づいてこれを受けての改正しないと判断を

いたしております。賛成といたします。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第78号 平成28年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

追加日程第5、議案第79号 平成28年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑はないようですので、質疑は終わります。

これから討論を行います。はい、9番。

9 番（仲村 吉博 君）

この79号につきましても、76号で質疑、討論をいたしました。同趣旨でございますので、あえて繰り返しません。反対といたします。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。はい、7番。

7 番（須藤 敏規 君）

人事院勧告に基づきましてボーナスについては、3年連続の引き上げということで大変喜ばしいことと思っております。やはり民間給与との格差を解消するには人事院勧告に従うしかないと判断をいたしております。賛成といたします。

議 長（西 日出海 君）

ほかないようですので討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第79号 平成28年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

追加日程第6、議案第80号 平成28年度佐々町水道事業会計補正予算（第2号）について、

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。はい、9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

この議案につきましても、76号で申し上げた質疑、討論で申し上げたとおり同趣旨でございますので、繰り返しになりますので詳細等については申し上げません。反対といたします。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。はい、7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

人事院勧告に従いまして労働基本権の制約を受けている公務員について、代償措置としてこの制度があるわけですので、これに従うべきと思っております。賛成といたします。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第80号 平成28年度佐々町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

— 追加日程第7 議案第81号 物品売買契約締結の件 —

議 長（西 日出海 君）

追加日程第7、議案第81号 物品売買契約締結の件を議題とします。  
暫時休憩します。

（15時34分 休憩）

（15時44分 再開）

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、2 番議員のほうから指摘がありまして、資料等についての差しかえをさせていただきました。

それでは改めて、追加日程第 7、議案第 81 号 物品売買契約締結の件を議題とします。  
執行部の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変御迷惑おかけいたしました。今後、十分注意させておきますのでよろしくお願い申し上げます。

（議案第 81 号 朗読）

中身につきましては、教育次長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

すいません、先ほどは時間をとりまして大変申しわけございません。今後、こういうことがないようにチェック体制を整えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

今、町長から提案がありましたように、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第 3 条の動産の買入れにつきましては、700 万円以上の一括契約となっておりますので、今回、議会の議決をお願いするものでございます。

2 ページをあけていただけましたらば、別紙としてつけておりますが、佐々町地域交流センター事務機器等備品内訳ということでつけております。

1 階の部分の玄関の傘立てから、ロビー、多目的スペース 1 階の広い部屋でございます。それから更衣室、それから右側に移りますが 2 階の会議室、会議用テーブル等でございます。それから会議室前通路、倉庫、ロビーという内訳になっております。

今回の流れとしますと、きのうの 12 月 15 日、朝 9 時入札を行いまして、同日、仮契約を締結したところでございます。契約期間は、平成 28 年 12 月 15 日から 29 年 3 月 15 日までの 91 日間というふうになっております。契約保証金の納入及び仮契約を、きのう夕方締結をいたしました。そういうことで今回の追加議案として提出させていただいたものでございます。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）

これより質疑に入ります。8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

1 つお伺いいたします。確認をいたします。

11 月の 15 日に所管事務調査として、まちづくりについて、佐々町地域交流センターということで教育次長から報告をいただきました。

この完成予定というのが 2 月 20 日に完成するというところでお聞きをしております。それから、開館セレモニーが 3 月の 25 日の土曜日 10 時から 1 時間半程度で行うと。それから、4 月 1 日土曜日のオープンということでお聞きをしております。そして備品を、その 20 日間程度で入れたいというところまでお聞きをしておりますけれども、それで間違いないかどうか。

それと、委員の質問として、事業費が 4 億 8,000 万となっているが、その後の経過で全体工事費は検討しているのかということに対して、教育次長のほうから 4 億 8,000 万の事業となっ

ていると。27年度繰越、28年度予算と合わせた事業となっており、近いうちに報告するという報告をいただきましたけれども、それで間違いないかどうか、まず1問としてお伺いしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

11月の委員会の折の議事録を見ておきますと、余裕を持って20日程度かかるのではないかとということで、物品の納入期間を考えておるということで御説明申し上げました。今回、2月20日の完成をめどに15日までということで2週間ほど見ておるわけでございます。

この時期の12月に発注した理由といたしまして、机、椅子等の量が多いものですから、今、発注しないとストックが無理だということで、一応、今回の時期に立てたわけでございます。

それから、セレモニーにつきましてでございますが、セレモニーにつきまして当時お話ししたのが、3月の25日ということで予定と、あくまでも予定ですがということでつけ加えさせていただいたと思います。今のところ、まだ流動的ではございますが、上部のほうとの検討を今、やっているところでございます。

なお、体育協会の関係団体、そういったところとも協議をしないといけないと思っておりますので、今月中に協議を持ちたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

8番。

8 番（淡田 邦夫 君）

先ほど、私が委員会の中で言ったことと、ほぼ間違いないということとっております。

なぜ、じゃあ備品ということまで出てきておって、ここの1,100万円ですか、1,125万7,000円ということまで本会議にぼんと、委員会にも報告もなしに、なぜそこに出てきたのか、非常に不愉快な思いをいたしております。

それから、もう一点ですけれども、ここに交流センターの備品として多目的スペース、畳134枚ということとなっております。これが全てが1,100万となっておりますかどうか。この備品の全てが1,125万ということになっているか。

私、以前に、今、武道館の畳の柔道、これを多分、私の記憶では佐々町の畳屋さんから買われて、非常に安かったということで記憶をしております。そういう見積もりもとられたのかどうか。一括でぼんってされたのかどうかお伺いしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

すいません、こちらの事務手違いの関係で委員会のほうに、この追加議案を出しますということを、私が失念したことを大変おわび申し上げたいと、まずもって申し上げたいと思っております。

それから、柔道用畳につきましては、この金額の中に含まれております134枚、134枚分は今回の中に含まれておるところでございます。

なお、皆さんの御意見、柔道される方々の御意見を聞いて、全日本柔道連盟公認品ということで品を限定といいますか、考えて今回の入札に至ったわけでございます。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）

8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

畳の件でお伺いします。すると、そういうことで全日本のそういう畳の規格ということで購入をされたということでございます。

そこまで、じゃあ費用とか何とか、そういうことで全然検討されずに、そういうことで全日本と、そういう規格で買われたということで、それで一度、後でも結構でございます。後で委員会でも結構でございますので、そういう、例えば畳の 1 枚の値段、私、聞こうと思いませんけれども、後でも委員会でも結構です。高かったか安かったか。前の、10 年前ぐらいかどうかはもう記憶はありません、わかりませんが、そういう前の購入したとき、そういうメーカーで購入したのと、佐々の畳屋さんで購入したということが大分安かったということで、私、お聞きしております。

そういうことで、高かったか安かったかだけでも結構です。委員会でも報告していただければということで思っております。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

公会計制度の固定資産台帳の整備の面からお尋ねをいたしますが、この物品についても、それぞれ購入単価、それぞれ出されて管理していくことになろうかと思っておりますけれども、先ほど 8 番議員さんがおっしゃったとおり、各物品について価格を出されて、資料を出していただきたいと思っております。企画財政課長にお尋ねしたいんですが、この物品についても固定資産台帳の中で管理していくようになるのかどうか、ちょっとお尋ねしておきたいと思っております。

議 長（西 日出海 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

この部分については、あくまでも備品台帳のほうで整理していくような形になると思っております。

議 長（西 日出海 君）

7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

それじゃあ備品台帳のほうで管理していくということになりますね。はい、わかりました。

それから、いろいろテーブルとか椅子とかございますけれども、この中からほかに貸し出し用の物品などは考えられるのか、もう常駐してここだけに使っていくのかどうか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいです。

議 長（西 日出海 君）  
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

当課といたしましては、基本的に交流センターのほうで利用していきたいというふうに考えているところでございます。持ち出しのところは、今のところ想定しているわけではございません。

議 長（西 日出海 君）  
7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

備品の管理台帳といえば、購入年月日から耐用年数とか、いろいろ持ち出しの関係もあるものですから、そういうところのラベルをつけるというような、業者のほうでラベルのナンバーを振って、いつ購入かというようなのは表示されるようになっているのでしょうか。

議 長（西 日出海 君）  
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

議員御指摘のとおり、教育委員会で備品のシールをつくっておりますので、それを記載したものを業者に渡し、それを貼っていただくということでの仕様書にしておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）  
7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

備品台帳で管理されて、適正な管理をしていただくようお願いをしておきます。

議 長（西 日出海 君）  
ほか、ありませんか。

（「なし。」の声あり）

議 長（西 日出海 君）  
ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、討論を。そうですか、賛成討論ですね、8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

賛成討論をいたします。

いろいろとそういうミス、報告・連絡・相談ということで、多少漏れもあるかと思えますけれども、今後、そういうことがないように、町長、副町長もおいででございまして、教育長もおいででございまして、「報・連・相」と報告・連絡・相談ということを十分にやって、ミスって言うたら語弊があるかと思えますけれども、佐々町のため、一生懸命に頑張っていたきたいということを思い賛成といたします。

議 長（西 日出海 君）

賛成討論が出ましたので、ほか、ありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第81号 物品売買契約締結の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決しました。

これより休憩に入ります。休憩を10分、15分、時間延長をいたしますので、4時10分まで休憩いたします。時間延長をお願いします。

（15時59分 休憩）

（16時19分 再開）

— 日程第 8 意見書第 2 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案の提出について —

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 8、意見書第 2 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案の提出についてを議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長（中村 義治 君）

（意見書案第 2 号 朗読）

議 長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。

意見書第 2 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案の提出については、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、意見書第 2 号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案の提出については可決されました。

事務局から関係機関へ、別紙意見書を送付させます。

ちょっとこのまま休憩をお願いしたいと思います。

（16時24分 休憩）

（16時24分 再開）

#### — 日程第 9 発議第 4 号 議員の派遣について —

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 9、発議第 4 号 議員の派遣についてを議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長（中村 義治 君）

（発議第 4 号 朗読）

議 長（西 日出海 君）

お諮りします。発議第 4 号 議員の派遣については、原案のとおり派遣することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり派遣することに決定いたしました。

#### — 日程第 10 閉会中の所管事務調査 —

議 長（西 日出海 君）

日程第10、閉会中の所管事務調査に入ります。

閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布しています案件について調査の申し出がっております。

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務調査を行うことに異議ありませ

んか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、別紙委員長申し出のとおり、閉会中の調査を行うことに決定されました。

以上で、平成28年12月本定例会に付されました案件は、全て終了いたしました。

閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。町長。

**町 長（古庄 剛 君）**

28年の12月の佐々町定例会の第4回の閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げたいと思っております。

12月の14日から本日まで3日間の予定で27年度の決算の8議案、それから今回13議案と追加議案が7件で、計20議案につきまして、皆様方にはいろいろなことで御迷惑をおかけいたしました。全議案について御認定をいただきました。皆様方には、大変長期間にわたりまして熱心に御審議をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、ことしもあと半月足らずでございます。皆様方には、新年おそろいで、すがすがしく、それから健康で新しい年を迎えられますように心から祈念申し上げまして、本日の議会に際してのお礼の言葉に変えさせていただきます。本日は、まことにありがとうございました。

**議 長（西 日出海 君）**

私のほうからもお礼申し上げます。先ほど、町長のほうから、もう2週間を切るという状態になりました。どうぞ、お体に気をつけられまして、あと、ことし御用納めと、そして年明けの仕事初めという形の中で、皆様方とまたお会いすることができると思います。

この12月議会3日間、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

以上で、平成28年12月第4回佐々町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

（16時27分 閉会）